



2025 シリーズ規則書

2025年 2月12日 発行



目次

公示	2
共通規定	2
シリーズ車両規定	9
C-1 (NHP10)	13
C-2 (NCP131)	18
C-2 (NCP91)	23
C-3 (ZN6)	28
C-4 (MXPA10)	33
E-1 (NCP131)	38
E-1 (NCP91)	39
E-2 (ZN6)	40
E-3 (トヨタ車 1,500cc 以下)	41
E-4 (トヨタ車 1,501cc 以上)	42
OPEN-C (GXPA16)	43
OPEN-E (全メーカー 気筒容積区分無し)	44
競技規定	46

本競技会は、FIA 国際モータースポーツ競技規則およびその付則に準拠した日本自動車連盟(JAF)の国内競技規則およびその細則、本シリーズ規則、各地区大会の特別規則に従って開催される。

TOYOTA GAZOO Racing Rally Challenge 2025 共通規定

第 1 条 イベントおよび競技会の名称・開催日およびその地域

1.1) 定義

本競技は以下の大会からなる。その他本条 1-2 は独立したイベントとして実施され、詳細は本条以下に示す。

1.1-1) 大会名称・開催形式 TOYOTA GAZOO Racing Rally Challenge

シリーズを通じての全大会名称または単独開催となる特定の大会名称を TOYOTA GAZOO Racing Rally Challenge とし、開催形式を単独戦、略称を TGRRC もしくは RC とする。

1.1-2) 大会名称・開催形式 TOYOTA GAZOO Racing Rally Challenge Cup

各戦にてクラス編入や併催の形式にて開催される場合、TOYOTA GAZOO Racing Rally Challenge Cup とし、開催形式をカップ戦、略称を TGRCC もしくは RC-C とする。

1.1-3) TOYOTA GAZOO Racing Rally Challenge 2025 シリーズ

当該シリーズは 1.2-1 に示すカレンダーに従って実施され、賞典およびシリーズポイントは競技規定 36 条に従う。

1.1-4) TOYOTA GAZOO Racing Rally Challenge 特別戦

当該シリーズは 1.2-3 に示すカレンダーに従って実施され、当該イベントの詳細は別途公示する。

1.2) 開催日程・概要

シリーズ・各大会は以下の通り開催される。

1.2-1) TOYOTA GAZOO Racing Rally Challenge 2025 シリーズ 開催日程

以下の通り開催する。

参加申込の選考および賞典・シリーズポイントの付与については本規則書第 11 条および第 36 条に従う。

ラウンド	日程	場所	距離	開催形式
沖縄	3 月 15 日 (土) ~ 16 日 (日)	沖縄県内	約 100 km	単独戦
三好	4 月 5 日 (土) ~ 6 日 (日)	徳島県内	約 50 km	単独戦
八ヶ岳 茅野	4 月 19 日 (土) ~ 20 日 (日)	長野県内	約 100 km	単独戦
富士山すその 利府	5 月 10 日 (土) ~ 11 日 (日)	静岡県内	約 70 Km	単独戦
	5 月 31 日 (土) ~ 6 月 1 日 (日)	宮城県内	約 110 Km	単独戦
神埼・吉野ヶ里 ※1	6 月 14 日 (土) ~ 15 日 (日)	佐賀県内	約 130 Km	カップ戦
渋川 伊香保	6 月 28 日 (土) ~ 29 日 (日)	群馬県内	約 100 km	単独戦
石狩 ※2	7 月 26 日 (土) ~ 27 日 (日)	北海道内	約 150 km	カップ戦
びわ湖 高島	8 月 30 日 (土) ~ 31 日 (日)	滋賀県内	約 100 Km	単独戦
恐竜 勝山	9 月 27 日 (土) ~ 28 日 (日)	福井県内	約 50 Km	単独戦
高岡 万葉	10 月 11 日 (土) ~ 12 日 (日)	富山県内	約 80 Km	単独戦

※1 2025 年 JAF 九州ラリー選手権 第 3 戦 / JMRC 九州ラリーチャンピオンシリーズ 第 3 戦
「第 37 回 FMSC マウンテンラリー 2025」内ヘクラスを編入

※2 2025 年 JAF 北海道ラリー選手権第 4 戦 / JMRC 北海道 TEIN ラリーシリーズ第 4 戦
「EZO SUMMER RALLY 2025」内ヘクラスを編入

1.2-2) TOYOTA GAZOO Racing Rally Challenge 2025 シリーズ表彰式 開催日程

シリーズ全戦終了後に表彰式を開催する。詳細は別途公示を行う。

日程	場所
シリーズ表彰式 11 月 22 日 (土)	愛知県内

1.2-3) TOYOTA GAZOO Racing Rally Challenge 特別戦 開催日程

本大会は各シリーズ成績上位者および全参加者による特別大会とし、
参加申込の選考および賞典の付与については本規則書第 11 条および第 36 条に従う。

ラウンド	日程	場所	距離	開催形式
豊田	11 月 22 日 (土) ~ 11 月 23 日 (日)	愛知県内	約 60 Km	単独戦

第 2 条 競技種目・格式

ラリー競技開催規定の細則「スペシャルステージラリー開催規定」に従ったスペシャルステージラリー。
準国内格式および国内格式。

第 3 条 オーガナイザー

TOYOTA GAZOO Racing Rally Challenge 2025 シリーズ オーガナイザー

ラウンド	オーガナイザー名称	代表者
沖縄	OKINAWA MOTORSPORTSCLUB MABUI (OMM) ※1	當間秀文
三好	ラリークラブつるぎ (TSURUGI)	原信義
八ヶ岳 茅野	チーム上高地 (K.A.P.S)	小口貴久
富士山すその	チームプロクルーズ (T-PROCREWS) ※2	橋山信吾
利府	ラリーチームグランドプロジェクト (RT-GRAND PROJECT) ※3	仲野次郎
神埼・吉野ヶ里	福岡モータースポーツクラブ (FMSC)	星野 元
渋川 伊香保	チームアルパイン群馬 (T.A.G)	角田大輔
石狩	モータースポーツクラブ.エゾ (EZO)	藤原篤志
びわ湖 高島	マッコレー.ラリー.スピリッツ (MUCCOLE)	佐竹光男
恐竜 勝山	オートスポーツクラブ フクイ (ASC-F)	上坂次良
高岡 万葉	チームプロクルーズ (T-PROCREWS) ※4	橋山信吾

- ※1 共催： 福岡モータースポーツクラブ (FMSC)
- ※2 共催： 富士山すそのラリー観光プロジェクト (FSRKP)
- ※3 共催： コルトモータースポーツクラブ仙台 (CMSC 仙台)
モータースポーツ利府 (MSR)
- ※4 共催： モータースポーツチーム PUMA (PUMA)

TOYOTA GAZOO Racing Rally Challenge 特別戦 オーガナイザー

ラウンド	オーガナイザー名称	代表者
豊田	チームゼスト (ZEST)	増田好洋

第 4 条 参加台数・参加申込期間

4.1) 定義

各大会の参加台数および参加申込期間は本条以下に示す。
なお、変更がある場合、各大会の特別規則書に記載の台数をもって確定とする。
また、申込期間における受付時間は開始日午前 10 時から終了日午後 5 時と定め、開始以前/終了以降の申込は無効とする。

4.2) 各大会 参加台数・参加申込期間

TOYOTA GAZOO Racing Rally Challenge 2025 シリーズ 参加台数・参加申込期間

ラウンド	参加台数	申込期間
沖縄	60 台	2 月 15 日 (土) ~ 2 月 25 日 (火)
三好	75 台	3 月 8 日 (土) ~ 3 月 18 日 (火)
八ヶ岳 茅野	90 台	3 月 22 日 (土) ~ 4 月 1 日 (火)
富士山すその	90 台	4 月 12 日 (土) ~ 4 月 22 日 (火)
利府	75 台	5 月 3 日 (土) ~ 5 月 13 日 (火)
神埼・吉野ヶ里 ※	90 台	5 月 17 日 (土) ~ 5 月 27 日 (火)
渋川 伊香保	90 台	5 月 31 日 (土) ~ 6 月 10 日 (火)
石狩 ※	90 台	6 月 28 日 (土) ~ 7 月 8 日 (火)
びわ湖 高島	90 台	8 月 2 日 (土) ~ 8 月 8 日 (金)
恐竜 勝山	75 台	8 月 30 日 (土) ~ 9 月 9 日 (火)
高岡 万葉	90 台	9 月 13 日 (土) ~ 9 月 23 日 (火)

※ 参加台数は地区戦大会との合計

TOYOTA GAZOO Racing Rally Challenge 特別戦 参加台数・参加申込期間

ラウンド	参加台数	申込期間
豊田	70台	10月25日(土)～11月4日(火)

4.3) シリーズ登録 申込期間

ラウンド	申込期間
TOYOTA GAZOO Racing Rally Challenge 2025 シリーズ	2月12日(水)～11月22日(土)

第5条 競技スケジュール

原則 1DAY で参加可能な競技スケジュールで開催する。
任意参加として競技前日の受付・車検・レッキを選択することも可能とする。
詳細は特別規則書に明記する。

第6条 大会役員

各大会特別規則書に明記する。

第7条 競技役員

各大会特別規則書に明記する。

第8条 公式通知

本規則書および各地区大会特別規則書に記載されていない競技運営に関する規則および指示は、公式通知によって指示される。

第9条 参加申込・参加料および保険

本条の通り定める。

9.1) TOYOTA GAZOO Racing Rally Challenge シリーズ登録

2025年の大会申込前に TGRRC エントリーサイトでシリーズ登録としてクルー・車両登録をすること。

9.2) TOYOTA GAZOO Racing Rally Challenge 申込方法・申込先

参加申込については、TGRRC エントリーサイトを利用した Web 申し込みとする。
参加申込の統括は TOYOTA GAZOO Racing Rally Challenge 事務局(以下、TGRRC 事務局)が行う。
下記の通り申し込むこと。

- (1) 申込前に予め公式ホームページよりシリーズ規則書および特別規則書を確認し熟知すること。
- (2) 各大会申込みはエントリーサイトに必要事項の入力、保険書類を添付のうえ、参加費を支払うこと。
- (3) サービス、積載車、プライベートテントの利用申請は必要に応じて申し込むこと。
サービス申請において複数車両を共通のサービスチームで申請する場合は、チーム代表がまとめて申し込むこと。

公式 Web サイト/参加申込に関するお問い合わせ先	
<公式 Web サイト>	URL : https://toyotagazooracing.com/jp/rallychallenge/
<参加申込サイト>	URL : https://rallychallenge.jp/index.html
<お問い合わせ先>	TGRRC 事務局 (株式会社プロクルーズ内) 〒355-0225 埼玉県比企郡嵐山町鎌形 1607-7 TEL : 0493-61-1185 FAX : 0493-61-1186 e-mail : info@rallychallenge.jp

9.3) TOYOTA GAZOO Racing Rally Challenge 参加費

TOYOTA GAZOO Racing Rally Challenge / Challenge Cup の参加費は以下の通りとする。
価格変更の場合は、別途公示し各大会特別規則書に明記する。

TOYOTA GAZOO Racing Rally Challenge 参加費
一般 : 44,000 円 (税抜価格 40,000 円、消費税額等 4,000 円)
学生 : 33,000 円 (税抜価格 30,000 円、消費税額等 3,000 円)

- ※クルー (ドライバー、コ・ドライバー2名分) の昼食付き。
- ※施設入場料、有料道路通行料は含まれない。
- ※学生(2名共、専門学校生を含む)は申込時に学生証コピーを添付する事。

9.4) TOYOTA GAZOO Racing Rally Challenge 参加申込のキャンセル

エントリーサイトから参加申込をキャンセルする場合は以下の通りとする。

1. 申込のキャンセルについては第4条に定める該当大会の申込期間のみ受け付ける。
キャンセルについては TGRRC 事務局に問い合わせること。
参加費の払い戻し金額は、手数料 2,000 円を差し引いた金額とする。
2. キャンセル待ちの取消をする場合は第4条に定める該当大会の申込期間内に TGRRC 事務局に問い合わせること。
繰り上げ連絡後に第4条に定める該当大会の申込期間外のキャンセルの場合は本条 9.3) に定める参加費を請求する
場合がある。

9.5) TOYOTA GAZOO Racing Rally Challenge 参加費のキャッシュバック

参加費のキャッシュバックは下記の3大会に適用され、キャッシュバック金額は 30,000 円とする。

- ・ TOYOTA GAZOO Racing Rally Challenge 2025 Cup in 神埼・吉野ケ里
- ・ TOYOTA GAZOO Racing Rally Challenge 2025 Cup in 石狩

9.5-1) 参加費のキャッシュバック対象者

参加費のキャッシュバックは下記の条件をみたすものを対象とする。

1. 競技参加車両の車検証に記載されている所有者の氏名が参加クルーのうち、
ドライバーかコ・ドライバーの氏名であること。
2. 競技参加車両の車検証に記載されている所有者の住所が下記の表に定める住所であること。
3. 参加費の振込および、領収書の発行がある場合に、クルーの個人名以外でないこと。

ローンなどにより所有者が個人名で無い場合はその旨を文章で TGRRC 事務局に提出し、
TGRRC での審議により認められた場合はこの限りではない。

9.5-2) 参加費のキャッシュバック申請

クルーは各大会終了後、電子メールにて TGRRC 事務局へ 2 週間以内に事後申請を行う。

ただし、TGRRC 事務局の判断により正当性を認められる事後の申請についてはこれを認める場合がある。
申請者は当該大会に参加したクルーに限られ、免許証や車検証のコピー等、本人確認書類の提出を求められる場合がある。

開催ラウンド	神埼・吉野ケ里	石狩
キャッシュバック金額	30,000 円	30,000 円
対象都道府県 (競技参加車両の所有者住所)	鹿児島県 宮崎県 熊本県 長崎県 大分県 佐賀県 福岡県 山口県 を除く都道府県	北海道 青森県 岩手県 秋田県 を除く都道府県

9.6) TOYOTA GAZOO Racing Rally Challenge 保険の加入

参加する場合、本競技において有効な任意保険または共済等の加入を義務付ける。

加入を希望する場合、大会によって下記いずれかの方法により問い合わせのうえ加入をすること。

- (1) ラリーに有効な任意保険に加入済の参加希望者
参加申込の際に保険証書または、領収証のコピーを添付すること。
- (2) ラリーに有効な任意保険に未加入のクルー
[TGRRC 事務局案内の保険を希望するクルー]
参加申込前に「ラリーチャレンジ補償見積依頼書」を豊通保険パートナーズに提出し、補償内容・金額
を確認し、参加申込の際に見積回答書を添付すること。補償料の支払方法については事務局指定とする。
なお、補償費用の確認については各大会申込締切日の3日前までに行うこと。
[JMRC ラリー共済を希望するクルー]
使用の可否を事前に TGRRC 事務局まで問い合わせること。

9.7) TOYOTA GAZOO Racing Rally Challenge 他競技会への参加申込の制限

2025 年 JAF 国内規則 8-14 条に従い、各大会への参加申し込み後は同日開催の他の競技に参加申込をすることを禁止する。

ただし、本規則 9.4 条による参加申込のキャンセルを実施した場合を除く。
なお、キャンセル待ちでの受付時も同様の内容を義務付ける。

第 10 条 参加・クラスの制限

本条の通り定める。

10.1) クルー(ドライバー、コ・ドライバー)の参加資格

クルーは下記資格を有していなければならない。

- ① 日本国内で有効な普通自動車以上の運転免許
コ・ドライバーとしてのみの参加であっても、当該車両に対して有効なものでなければならない。
- ② 2025 年 JAF 国内競技運転者許可証 B 以上

ドライバーについては下記条件を満たすよう努めなければならない。

- ③ 2016 年以降開催の TOYOTA GAZOO Racing Rally Challenge への参加回数が 15 戦を超えた場合、超えたシーズンの翌シーズン最初の TGRRC 参加までに地方ラリー選手権もしくは全日本ラリー選手権への参加を 1 戦以上すること。
- ④ 本項③により地方ラリー選手権もしくは全日本ラリー選手権への参加を 1 戦以上の参加後の TGRRC の参加回数は 1 からカウントし 10 戦を超えた場合、本項③の条件を満たさなければならない。

10.2) TOYOTA GAZOO Racing Rally Challenge クラス設定

以下の通り車両クラスを設定する。

なお、E-3 クラスの軽自動車の参加可能大会については各大会特別規則書に明記する。

クラス	対象車種・条件	車両規定 ※
C-1	アクア限定 (NHP10)	AE・RF
C-2	ヴィッツ 1,500cc 限定 (NCP131/NCP91)	RJ・RPN・RF
C-3	トヨタ 86 限定 (ZN6)	RJ・RPN・RF
C-4	ヤリス限定 (MXPA10)	RJ・RPN・RF
E-1	ヴィッツ 1,500cc 限定 (NCP131/NCP91)	RJ・RPN・RF
E-2	トヨタ 86 限定 (ZN6)	RJ・RPN・RF
E-3	トヨタ車限定 (気筒容積 ~1,500cc) トヨタ/ダイハツ軽自動車 (気筒容積 ~660cc)	RRN・RJ・RPN・AE・RF
E-4	トヨタ車限定 (気筒容積 1,501cc~)	RRN・RJ・RPN・AE・RF
OPEN-C	GR ヤリス (GXPA16) 限定 ※初心者参加	RJ・RPN・RF
OPEN-E	全自動車メーカー車両対象、気筒容積区分無し	RRN・RJ・RPN・AE・RF

※2025 年 JAF 国内競技車両規則第 2 編

10.3) 参加の制限

ドライバーの過去の競技実績により参加の制限を行う場合がある。

ただし、当該年の初参加申込時に参加実績と共に、その旨を文章によって TGRRC 事務局に申請し、特別に認められた場合はその限りでは無い。

なお、申込申請書に虚偽があった場合、ポイントを剥奪し、以後の参加を禁止する場合がある。

10.3-1) シリーズを通しての大会参加制限

TOYOTA GAZOO Racing Rally Challenge 2025 シリーズにおいて同一ドライバーによる大会参加数はクラスに関わらず 8 戦を限度とする。

10.3-2) 過去の競技実績による参加の制限

以下に該当する者は、OPEN-C / OPEN-E 以外のクラスヘドドライバーとしての参加を認めない。

国際競技： 各国 ASN および FIA 公認競技において過去シリーズ 6 位以上入賞経験者

国内競技： 下記記載の各カテゴリーまたは JAF 全日本選手権のシリーズ 6 位以上入賞経験者
(ラリー) 全日本ラリー選手権 ※コ・ドライバー、ナビゲーター部門を除く
(スピード競技) 全日本ダートトライアル選手権/全日本ジムカーナ選手権
(レース) S-GT、SF、SFL(F3)およびそのカテゴリーにおける過去開催競技

10.3-3) C-2/C-3 クラスにおける参加の制限

以下に該当する者は、C-2 / C-3 クラスヘドドライバーとしての参加を認めない。

・ TOYOTA GAZOO Racing Rally Challenge 2024 以前：当該同一クラスシリーズ上位 3 位までの入賞者

・ TRD Rally Challenge 2015 以前：当該同一クラスシリーズ上位 3 位までの入賞者

※コ・ドライバー部門を除く

10.3-4) C-1/C-2/C-3/C-4 クラスにおける参加の制限

以下に該当する者は、C-1～4 クラスヘドライバーとしての参加をしないように努めなければならない。

- ・ TOYOTA GAZOO Racing Rally Challenge 2024 以前および TRD Rally Challenge 2015 以前に 15 戦以上の参加をしたことがある者。
 - ・ 国際および国内格式競技に参加をしたことがある者。ただし TGRRC は除く。
 - ・ 地方ラリー選手権に 5 戦以上参加をしたことがある者。
- ※コ・ドライバー部門を除く

10.3-5) E-1/E-2/E-3/E-4 クラスにおける参加の制限

以下に該当する者は、E-1～4 クラスヘドライバーとしての参加をしないよう努めなければならない。

- ・ TOYOTA GAZOO Racing Rally Challenge 2024 以前：当該同一クラスシリーズ 1 位入賞者
 - ・ TRD Rally Challenge 2015 以前：当該同一クラスシリーズ 1 位入賞者
- ※コ・ドライバー部門を除く

10.3-6) E-4/OPEN-E クラスにおける参加の制限

E-4/OPEN-E クラスにおいて、2,500cc（第 12 条に定める過給機付きエンジンに対する係数含む）以上の車両で参加する場合は、ドライバーが以下のいずれかの条件を満たしていること。

- ・ TOYOTA GAZOO Racing Rally Challenge 2016 以降の大会で 10 戦以上、ドライバーとして参戦かつ完走している
- ・ 全日本ラリー選手権および地方ラリー選手権の大会に、ドライバーとして 2,000cc 以上の排気量車両で参戦かつ完走している
- ・ その他カテゴリー経験者で、TGRRC 事務局に申請し特別に参加が認められた場合

10.3-7) OPEN-C クラスにおける参加の制限

ドライバーは TGRRC が指定する練習会に参加していること。

参加条件については TGRRC 事務局に問い合わせること。

第 11 条 参加受理

本条の通り定める。

11.1) TOYOTA GAZOO Racing Rally Challenge / Challenge Cup 参加受理

TGRRC 事務局において正式受理を決定したクルーに対して参加受理書/エントリーリスト/公式通知のいずれかの公開および送付をもって参加受理を通知する。

参加受理書は電子メールでクルーへ送付・通知され、各大会開催 6 日前までに送付を行う。

1. 正式受理したクルーには、次の場合を除いて参加費を返還しない。
 - ・ オーガナイザーが参加を拒否したとき
 - ・ 本競技会が 31 条に定める天変地異などの不可抗力によって中止となった時
※事務局手数料として第 9 条の 3 項に定める金額を差引き返金する場合がある
2. オーガナイザーは、理由を明示すること無く参加を拒否することができる。
同様に、理由を明示すること無く特定のエントリーを優先的に受理することができる。
3. 申込締め切り前であれば、申込書類の内容は文書をもって変更できる。
4. 正式受理後のクルー(ドライバー/コ・ドライバー)の変更は認められない。
ただし、コ・ドライバーについては理由を付した文章が提出され、競技会審査委員会が認めた場合はこの限りではない。
変更が認められた場合、特別規則書に記載がある場合は定められた変更手数料を支払うこと。
5. 車両については、クルーから理由を付した文章が提出され、競技会審査委員会が認めた場合は変更が認められるが、参加クラスの変更を伴う車両変更は認められない。

11.2) TOYOTA GAZOO Racing Rally Challenge 参加申込受理の選考

本項以下の基準に従って参加受理対象クルーを抽出・確定する。

(1) 基準

1. 原則として申込先着順に抽出する。
ただし、本項 (1) 1.1、1.2 が適用される場合はそちらが優先される。
申込順の基準は申込期間内において、受付が完了した時点とする。
なお、保険書類の不備や参加費が払込締切日までに払い込まれてない場合は、受付完了としない。
OPEN-C/OPEN-E クラスについては第 36 条 2-4 の通り、シリーズポイントの付与が行われないことから、他のクラス全参加申込者が参加申込受理対象者として確定された後、申込先着順にて確定する。
- 1.1 RC-C については編入および併催先大会参加申込者が優先的に参加申込受理対象者として確定される。
- 1.2 特別戦の受理基準については別途公示する。
2. 下記の大会においては、クラスごとに先着受理台数を設ける。
受理台数までは、クラスごとに本項 (1) 1. に従い抽出する。

大会名称	C クラス先着受理台数	E クラス先着受理台数
沖縄	30 台	20 台
三好	40 台	25 台
八ヶ岳 茅野	50 台	30 台
富士山すその	50 台	30 台
利府	40 台	25 台
渋川 伊香保	50 台	30 台
びわ湖 高島	50 台	30 台
恐竜 勝山	40 台	25 台
高岡 万葉	50 台	30 台

3. 本項 1. において参加台数の上限に達した場合、それらの参加申込者を参加申込受理対象者として確定する。

(2) 主催者枠の設定

主催者により、TOYOTA GAZOO Racing Rally Challenge に寄与すると判断した場合は、最大 10 枠まで主催者からの指名により優先的に参加申込を受理する。
主催者の判断により OPEN クラスについても本項 1. の基準によらず優先受理をする場合がある。

(3) キャンセル待ち

1. 本項 (1) 基準を超えた申込および OPEN-C/OPEN-E クラスについてはキャンセル待ちとして受け付ける。
2. 第 9 条 9.4) による参加申込のキャンセルがあった場合、該当クラスより本項 (1) 1. の基準でキャンセル待ちから繰り上げを行う。
3. 本項 (1) 2. にて受理台数が設定の台数に満たないクラスがある場合は、他のクラスを本項 (1) 1. の基準でキャンセル待ちから繰り上げる。
4. 繰り上げ連絡は第 4 条に定める申込期間終了後 3 日以内までに実施される。

第 12 条 参加車両

全ての参加車両は道路運送車両の保安基準に適合した有効な自動車検査証を有する車両で、競技中においても常に保安基準に適合する状態かつ乗車定員分の座席を有し、一般公道で有効な任意保険に加入している車両でなければならない。

各クラスにおける参加車両は、本条 1 から 11 項に記載された日本国内で販売されている車両型式および条件に該当し、かつ第 13 条に定められた各クラスの車両規定に準じて製作されなければならない。
ただし、TGRRC 事務局に申請し、特別に認められた場合はその限りでは無い。

過給装置付エンジンはもとの排気量の 1.7 倍のクラスとみなす。軽自動車に限ってはターボ係数をかけないものとする。

なお、新車登録時に持ち込み登録となる架装車両および特別設定車種等については、下記に記載された車両型式であっても同型式の標準(純正)車両に対して改造・変更を加えた車両とみなす。

例：Vitz GR SPORT “GR” や YARIS Cup Car 等は架装車両となり、架装部品による改造や変更を加えた車両とみなす。

12.1) C-1 (NHP10)

車両型式	DAA-NHP10-AHXXB	(AQUA X-URBAN)
	DAA-NHP10H-AHXXB	(AQUA Crossover)
	DAA-NHP10-AHXEB	(AQUA G) (AQUA G “G’s”) ※1 (AQUA G “GR SPORT”) ※1 (AQUA G “GR SPORT 17 インチパッケージ”) ※1
	DAA-NHP10-AHXNB	(AQUA S / S”Style Black”)
	DAA-NHP10-AHXC	(AQUA L)
	DAA-NHP10-AHXC	(AQUA L)

12.2) C-2 (NCP131)

車両型式	DBA-NCP131-AHMK	(Vitz RS 5MT) (Vitz GR SPORT 5MT) (Vitz RS Racing) ※1 (Vitz GR SPORT “Racing” Package 5MT) ※1
	DBA-NCP131-AHXK	(Vitz RS CVT) (Vitz GR SPORT CVT) (Vitz GR SPORT “Racing” Package CVT) ※1

12.3) C-2 (NCP91)

車両型式	DBA-NCP91-AHXK	(Vitz RS 1,500cc CVT)
	DBA-NCP91-AHMK	(Vitz RS 1,500cc 5MT)
	DBA-NCP91-VPKMK	(Vitz RS TRD Racing)
	DBA-NCP91-VWMJXV ※2	(Vitz “TRD SPORT M” CVT)
	DBA-NCP91-VWMJM ※2	(Vitz “TRD SPORT M” 5MT)

12.4) C-3 (ZN6)

車両型式	●BA-ZN6-▲2A8 ※3	(トヨタ 86 RC)
	●BA-ZN6-▲2B■ ※3	(トヨタ 86 G)
	●BA-ZN6-▲2E■ ※3	(トヨタ 86 GT)
	●BA-ZN6-▲2L■ ※3	(トヨタ 86 GT “Limited”)
	●BA-ZN6-VPNT8▲ ※3	(トヨタ 86 “Racing”)
	●BA-ZN6-WMJC■▲ ※3	(トヨタ 86 GR SPORT)

12.5) C-4 (MXPA10)

車両型式	5BA-MXPA10-AHFNB	(YARIS X 6MT) (YARIS Cup Car 6MT) ※1
	5BA-MXPA10-AHFG	(YARIS G 6MT)
	5BA-MXPA10-AHFEB	(YARIS Z 6MT)
	5BA-MXPA10-AHXNB	(YARIS X CVT) (YARIS Cup Car CVT) ※1
	5BA-MXPA10-AHXGB	(YARIS G CVT)
	5BA-MXPA10-AHXEB	(YARIS Z CVT)

12.6) E-1 (NCP131)

車両型式	DBA-NCP131-AHMOVK	(Vitz RS 5MT) (Vitz GR SPORT 5MT) (Vitz RS Racing) ※1 (Vitz GR SPORT "Racing" Package 5MT) ※1
	DBA-NCP131-AHXVK	(Vitz RS CVT) (Vitz GR SPORT CVT) (Vitz GR SPORT "Racing" Package CVT) ※1

12.7) E-1 (NCP91)

車両型式	DBA-NCP91-AHXVK	(Vitz RS 1,500cc CVT)
	DBA-NCP91-AHMOVK	(Vitz RS 1,500cc 5MT)
	DBA-NCP91-VPMKMV	(Vitz RS TRD Racing)
	DBA-NCP91-VWMJXV ※2	(Vitz "TRD SPORT M" CVT)
	DBA-NCP91-VWMJMV ※2	(Vitz "TRD SPORT M" 5MT)

12.8) E-2 (ZN6)

車両型式	●BA-ZN6-▲2A8 ※3	(トヨタ 86 RC)
	●BA-ZN6-▲2B■ ※3	(トヨタ 86 G)
	●BA-ZN6-▲2E■ ※3	(トヨタ 86 GT)
	●BA-ZN6-▲2L■ ※3	(トヨタ 86 GT "Limited")
	●BA-ZN6-VPNT8▲ ※3	(トヨタ 86 "Racing")
	●BA-ZN6-WMJCA▲ ※3	(トヨタ 86 GR SPORT)

12.9) E-3

トヨタ車限定とし、気筒容積 1,500cc 以下の車両。
トヨタ/ダイハツ車で、気筒容積 660cc 以下、2 輪駆動の軽自動車の参加も認められる。車両規定は本規則書第 13 条 9 項の規定を満たすこと

ただし、カタログ記載の当該車両型式の諸元表において、全高の数値が全幅の数値を超えない車両であること。

本条に定める C-1/C-2/C-4/E-1 クラスの車両であっても参加は認められる。車両規定は本規則書第 13 条内の当該クラスに準拠すること。

12.10) E-4

トヨタ車限定とし、気筒容積 1,501cc 以上の車両。

ただし、カタログ記載の当該車両型式の諸元表において、全高の数値が全幅の数値を超えない車両であること。

本条に定める C-3/E-2 クラスの車両であっても参加は認められる。車両規定は本規則書第 13 条内の当該クラスに準拠すること。

12.11) OPEN-C (GXPA16)

車両型式	4BA-GXPA16-AGFVZ	(GR YARIS RC 6MT)
	4BA-GXPA16-AGZVZ	(GR YARIS RC 8AT)
	4BA-GXPA16-AGFGZ	(GR YARIS RZ 6MT)
	4BA-GXPA16-AGZGZ	(GR YARIS RZ 8AT)

12.12) OPEN-E

上記車両クラス以外のトヨタ車を含む全自動車メーカーの車両を対象とし、気筒容積区分無し。

※1 表記はベース車両型式

※2 エキゾーストマニホールドをベース車両型式の純正品に戻さなければならない。

※3 "●"は D または 4 を、"▲"は、A,B,C,D,E,F,G,H を、"■"は 7 または 8 の記号・数字を表す。

第 13 条 車両規定

以下の通り示す。

本規定は 2025 年の JAF 国内競技車両規則第 2 編に準じた、本競技規定である。

13.1) 車両共通規定

13.1-1) 共通定義

13.1-1-1) 本規定における品名および品番の表記

本条以下に示す○○○○○-○○○○○表記の品番および品名は全て(株)トヨタカスタマイジング&ディベロップメント・TRD 製の製品を示し、同社より出荷および推奨された状態を維持して使用しなければならない。

また、本条 6 項に示す○○○-○○○-○○...表記の品番および品名は(株)キャロッセ・CUSCO の製品を示し、同社より出荷および推奨された状態を維持して使用しなければならない。

13.1-1-2) 指定部品

RC で使用が義務付けられた部品。

指定部品以外の使用は、純正部品も含み認められない。

これらは車両規定および公式通知に記載されている場合を除き、一切の加工(修正加工を含む)・調整・改造は認められない。

13.1-1-3) 認定部品

RC で使用が認められた部品。認定部品以外に純正部品の使用も認められる。

これらは車両規定および公式通知に記載されている場合を除き、一切の加工(修正加工を含む)・調整・改造は認められない。ただし、事前に TGRRC 事務局に申告を行い、承認を受けた場合は当該部品の代替品の使用を認める場合がある。

13.1-1-4) 同一車両型式

自動車検査証または当該自動車製造者発行のカタログの型式欄に記載されている「記号及び数字(ただし、DBA 等の排出ガス規制を表す記号を除いたハイフン以降の記号部分をいう。DBA-ZN6 とあれば、ZN6 を指す。)」が同一の車両を同一車両型式として取り扱う(ただし、JAF 登録車両規定第 2 条 2 による車両は、「基本となる車両」と同一の車両型式として取り扱う)。

なお、新車登録時に持ち込み登録となる架装車両および特別設定車種等については、

記載された車両型式であっても同型式の標準(ベース純正)車両に対して改造・変更を加えたものとみなす。

13.1-1-5) 純正部品

当該自動車製造者発行のカタログに示される同一車両型式・同一年式・同一グレードにおけるメーカーラインオフ時装着の当初装着部品および当該自動車製造者により代替品として指定されている部品。

第 11 条にて定められた車両をベースにした持ち込み登録車両の架装に使用された部品は含まれない。

13.1-1-6) 燃料への混入物

複数の燃料を混ぜて使用することを含み、指定された燃料に対し、空気を除き、その他の気体/液体/固体を混入して使用することは一切禁止される。

13.1-1-7) 最低重量

2025 年 JAF 国内競技車両規則第 2 編第 2 章第 7 条に従うこと。

13.1-1-8) バラスト

搭載は認められない。

13.1-2) 共通安全規定

下記および各クラス別の安全規定を遵守しなければならない。

13.1-2-1) 安全ベルト

運転席および助手席はメーカーラインオフ時に装備されている安全ベルト(3 点式等)に加え、

4 点式以上の安全ベルトを装備することが義務付けられる。(6 点式以上の FIA 公認安全ベルトの使用を強く推奨する。)

装備については下記条件に従うこと。

- ① 追加装備する安全ベルトはワンタッチ式フルハーネスタイプ(4 点式以上)とし、A~C のいずれかに従うこと。
FIA 国際モータースポーツ競技規則付則 J 項第 253 条に定められた取り付け方法も可。
- A 第 5 編細則「ラリー競技およびスピード競技における安全ベルトに関する指導要綱」
ただし、FIA テクニカルリスト No.29 に合致したヘッドアンドネックサポートを使用し、それに指定されたベルトを使用する場合を除いて、幅 75mm 以上を有する肩部ストラップの装備・装着が義務付けられる。

- B 第5編細則「レース競技における安全ベルトに関する細則」
- C FIA 国際モータースポーツ競技規則付則 J 項第 253 条安全装置第 6 項「安全ベルト」
- ② 追加装備する安全ベルトは、既設の安全ベルト（3 点式等）の取り付け装置にフック等を用いて容易に着脱できる構造でなければならない。
- ③ 追加装備する安全ベルトは競技走行中のみ装着することが許される。したがって、それ以外の通常走行時は既設の安全ベルト（3 点式等）を装着すること。
- ④ 競技中に 4 点式以上の安全ベルトを装着する場合には、乗車人員は 2 名とすること。
- ⑤ 4 点式以上の安全ベルトを追加装備することにより後部乗員の乗降性が確保できなくなる場合には、各運輸支局等において乗車定員変更のための構造等変更検査の手続きを行うこと。

肩部ストラップの取り付けについては 2025 年 JAF 国内競技車両規則第 2 編第 2 章第 3 条に定められた方法も可。

13.1-2-2) 頭部および頸部の保護装置(FHR システム)

頭部および頸部の保護装置の装着を推奨する。

なお、装着する場合は 2025 年 FIA 国際モータースポーツ競技規則付則 L 項および

2025 年 JAF 国内競技車両規則第 5 編細則「ラリー競技に参加するクルーの装備品に関する細則」に従うこと。

13.1-2-3) ヘルメットおよびレーシングスーツ

クルー分のヘルメットおよびレーシングスーツを装備することが義務付けられる。

2025 年 JAF 国内競技車両規則第 5 編細則「ラリー競技に参加するクルーの装備品に関する細則」に従うこと。

13.1-2-4) 消火装置

消火装置の装着が義務づけられる。

2025 年 JAF 国内競技車両規則第 2 編第 2 章第 4 条に従うこと。

13.1-2-5) けん引用穴あきブラケット

前後にけん引用穴あきブラケットを備えなければならない。

2025 年 JAF 国内競技車両規則第 2 編第 2 章第 7 条に従うこと。

13.1-2-6) 飛散防止フィルム

FIA 国際モータースポーツ競技規則付則 J 項第 253 条 11.1.1 に従い、側面および後部のウィンドウに飛散防止フィルムを貼付すること。RPN・AE・RF 車両については強く推奨とする。

13.1-2-7) その他の安全装備

下記の搭載備品が義務付けられる。

- ・非常用停止表示板（三角）2 枚
- ・非常用信号灯
- ・赤色灯
- ・牽引ロープ
- ・救急薬品（ファーストエイドキット）
- ・OK/SOS ボード(A3 サイズ,2 枚)

非常用停止表示板については、国家公安委員会認定品であること。

13.1-2-8) 車載カメラ

競技参加車両に車載カメラを装着する場合、その設置は以下の要件を満たさなければならない。

- ① 車体の表面からはみ出してはならない。
- ② コクピット内では、ダッシュボードの最後端点を通る垂直横断平面とドライバー / コ・ドライバー（ナビゲーター）座席の最後端点を通る垂直横断平面の間にカメラを設置することは（その取り付け部を含めて）禁止される。
- ③ 取り付けは、ネジ止め、金属ネジ止め、ネジ止めクランプ、金属インサートのみで行わなければならない。（禁止：接着剤、両面テープ、粘着材、吸盤など）
- ④ 取り付けはロールバーに堅牢に固定し、ロールバーからの突出量は最低限に抑えること。ロールバーに対する加工、改造は認められない。
- ⑤ 競技会公式車両検査の前に設置しなければならない。
- ⑥ クルーの視界、緊急時の出入り、脱出の妨げになってはならない。

ドライブレコーダーのフロントガラスへの装着については、道路運送車両の保安基準に合致したものを 1 機に限り認める。

13.1-2-9) 障害者用操作装置

障害者用操作装置を装着することが出来る。

ただし、健全者は使用しないこと。

13.2) C-1 (NHP10) 車両規定

2025 年 JAF 国内競技車両規則第 2 編に従った AE・RF 車両で、
第 12 条.1 に記載された日本国内で販売されている車両限定とし、本項以下全ての規定を満たすこと。

ただし、2025 年の JAF 国内競技車両規則第 2 編に従った AE 車両として製作された車両は、本条 2-2-1-4、2-2-1-7、
2-2-1-19、2-2-2-2、2-2-2-11、2-2-3-5 についての変更は明確に禁止される。
2-2-2-6 についてはブレーキパッドの変更以外が禁止される。

13.2-1) 安全規定

13.2-1-1) ロールケージ

下記を装着すること。

保護のためクルーに接触する恐れのあるロールケージの部位は、全て緩衝材で覆わなくてはならない。
ただし、車両フロアまたはインパネ等内装部品との接合部において、最小限の露出のみ認められる

JAF 国内車両規則ラリー車両規定(RF・AE 車両)に合致したもの

※乗車定員変更を伴うロールケージの装着は認められない。

13.2-2) 改造規定

参加車両は、2025 年 JAF 国内競技車両規則第 2 編に従った RF・AE 車両とし、次の各項に従ったものでなければならない。
当規定で定められていない項目は全て当初のままで、加工、変更および改造は一切許されない。
さらに、当規定に定められていない性能の向上を目的としていると判断される部品の装着は、
その効果の有無を問わず一切許されない。

13.2-2-1) 電気モーター、エンジンおよび補機

13.2-2-1-1) 電気モーター、エンジン本体

日本国内で販売されている NHP10 用純正部品に限り使用が許される。

純正部品への旋盤加工、溶接、研磨などの機械加工や熱処理(コーティング含む)は許されない。

13.2-2-1-2) ピストン

純正スタンダードサイズピストンに限り使用が許される。

13.2-2-1-3) エンジンマウント

電気モーター、エンジンおよびミッションの取り付けマウントのラバー部材は同一材質で形状・硬度を変更することは自由。

13.2-2-1-4) ラジエター

本体の追加、加工および変更等の改造は許されない。

また、導風板やダクトの取り付けも許されない。

ただし、ラジエターキャップは変更が許される。

13.2-2-1-5) ラジエターファン

加工、変更および取外しは許されない。

13.2-2-1-6) ラジエター配管

リザーバータンクの加工、変更等の改造は許されない。

また、ホース類の変更も許されない。

ただし、水温計測を目的とした温度センサー取り付けのための最小限の加工は許される。

13.2-2-1-7) サーモスタット

変更は自由。

ただし、取り付け部の加工は許されない。

13.2-2-1-8) オイルクーラー

装着は許されない。

13.2-2-1-9) オイルポンプ

一切の変更および改造は許されない。

13.2-2-1-10) オイルフィルター

変更は自由。

ただし、当初の方式を維持し取り付け箇所の変更は許されない。

13.2-2-1-11) オイルパン

加工、変更等の改造は許されない。

ただし、油温の計測を目的とした油温センサー取り付けのための最小限の加工は許される。

13.2-2-1-12) バッテリー

純正品および純正品と同じ本体外寸の同等品への本体の変更は認められる。

13.2-2-1-13) オルタネーター

一切の変更および改造は許されない。

13.2-2-1-14) E.C.U.

追加および加工・変更等の改造は許されない。

13.2-2-1-15) 点火系統

点火プラグの変更に限り許される。

13.2-2-1-16) 吸気・排気マニホールド

一切の変更は許されない。

また、排気マニホールドへ防熱措置(バンテージ等の装置)を施すことも不可とする。

13.2-2-1-17) エアクリーナー

エレメントの変更のみ自由。

13.2-2-1-18) マフラーおよび排気管

メインマフラーに限り RC 認定部品への変更が許される。

品番： MS153-52010 (ハイレスポンスマフラーVer.S,~12.08)

品番： MS153-52011 (ハイレスポンスマフラーVer.S,12.08~)

品番： MS153-52013 (ハイレスポンスマフラーVer.S,12.08~)

13.2-2-1-19) 排出ガス

暖機運転後アイドリング状態において、CO:1%、HC:300ppm を超えないこと。

13.2-2-2) シャシー

13.2-2-2-1) 全長および全幅

変更は許されない。

ただし、13.2-2-3-3 を適用する場合においてのみ認められる。

13.2-2-2-2) ブッシュ類

マウントのラバー部材は同一材質で形状・硬度を変更することは自由。

13.2-2-2-3) スプリング

RC 認定部品への変更が許される。

品番： MS250-52010 (コイルスプリングセット)

品番： 48131-HP120 (フロントコイルスプリング)

品番： 48231-HP120 (リヤコイルスプリング)

13.2-2-2-4) ギアボックス

一切の変更および改造は許されない。

13.2-2-2-5) ディファレンシャル

一切の変更および改造は許されない。

13.2-2-2-6) 制動装置

ブレーキホースの変更は自由。

ただし、ボルトオンにて装着が可能であること。

ブレーキパッドについては、パッドとベースプレートの接触面積が増加しない事を条件に変更が許される。

それ以外の部品の変更、取り付け、取り外しは許されない。

ABS の作動停止を目的とした改造は許されない。

13.2-2-2-7) 操作装置

使用性・操作性向上を目的としたペダルパッドの変更は認められる。

13.2-2-2-8) ショックアブソーバー

RC 認定部品への変更が許される。

- 品番： MS260-52009 (ショックアブソーバーセット)
- 品番： 48510-HP120 (フロントショックアブソーバーRH)
- 品番： 48520-HP120 (フロントショックアブソーバーLH)
- 品番： 48530-HP120 (リヤショックアブソーバー)

13.2-2-2-9) フロントスタビライザー

変更は許されない。

13.2-2-2-10) アッパータワーバー

装着は許されない。

13.2-2-2-11) ロウブレース

装着が許される。

13.2-2-2-12) タイヤ・ホイール

下記要件を満たさなければならない。

共通	
1.	タイヤ・ホイールはいかなる場合も他の部分と接触しないこと。
2.	タイヤ・ホイールは車軸中心より前方 30°、後方 50°の範囲内でフェンダー等より突出していないこと。
3.	参加車両には、1 本または 2 本のスペアを搭載しなければならない。 また、スペアは確実に固定されていること。
タイヤ	
1.	下記の条件を満たしたもののみ使用を認める。 — 別途公示のタイヤに関する付則に記載されている銘柄 — タイヤサイズ：185/60R15 — スペアも含め、使用するタイヤはいずれも同一銘柄
2.	競技中に使用できるタイヤ本数は、特別規則書に記載する。記載がない場合は無制限とする。
3.	スペアを含め、溝は常に 1.6mm 以上でスリップサインが出ていないこと。
4.	本体およびトレッド面への加工・ウォームアップ・クールダウン・溶剤塗布等の一切は認められない。
ホイール	
1.	材質はスチール製または JWL マークのある軽合金製とする。
2.	部分的であっても複合素材から成るホイールの使用は禁止する。
3.	リム幅は 5J(JJ), 5.5J(JJ), 6J(JJ), 6.5J(JJ)のみ許され、 フロントおよびリヤは同サイズ(インセット含まず)とする。
4.	インセットは自由。
5.	ナットの材質および形状の変更が許されるが、ホイールスペーサーの使用は認められない。
6.	ホイールに間隔保持のための部材を溶接することは、ホイールスペーサーの使用とみなす。 また、アクスルハブに間隔保持のための部材を取り付けることは、その取り付け方法の如何に関わらず、ホイールスペーサーの使用とみなす。

13.2-2-3) 車体

13.2-2-3-1) アクセサリー等の自動車部品

当規定で許されているもの、美観または居住性向上等を目的としたアクセサリーは、車両の性能向上および特性に影響を与えない場合に限り、装着および変更が許される。ただし、競技に不必要と判断され、容易に取り外しができるものは、競技時には取り外さなくてはならない。特にダッシュボード上に装着する部品は、助手席エアバッグの展開の妨げにならないこと。

13.2-2-3-2) 自動車登録番号標

移設することは許されない。

13.2-2-3-3) 空力装置(エアロパーツ)

純正部品、純正オプション部品および TRD・MODELLISTA 部品に限り装着が許される。

13.2-2-3-4) ボンネットおよびトランク

変更および加工は許されない。
ただし、13.2-2-3-3 を適用する場合、最小限の加工は許される。

13.2-2-3-5) バンパー

同一車両型式に設定されている純正部品以外への変更および加工は許されない。
ただし、13.2-2-3-3 および 13.2-2-3-6 を適用する場合、最小限の加工は許される。

13.2-2-3-6) 前部霧灯

装着する際は、2025 年 JAF 国内競技車両規則第 2 編に従うこと。

13.2-2-3-7) サイドおよびリヤガラス

塗装および色付きフィルムの貼り付け、視界の妨げとなるステッカーの貼り付けは許されない。

13.2-2-3-8) ミラー

室内ミラーの変更は許されない。
ただし、室外ミラーは純正部品および純正オプション部品に限り使用が許される。

13.2-2-3-9) マッドフラップ

装着は許される。
装着のための車両側への最小限の加工は許される。

13.2-2-3-10) アンダーガード

装着を強く推奨とする。ただし、空力効果を発生させるものであってはならない。
また、下記の条件を満たすものを推奨する。

- ①材質はジュラルミン製またはアルミ製であること
- ②板厚は 3mm 以上であること

なお、エンジンアンダーガードは、前部ホイール軸の前方においてのみ、前部バンパー下部の全幅に相当する幅まで伸縮させることができる。
これらは最小限の加工により取り付けられること。

13.2-2-3-11) ヒーター・エアコン

ヒーター(デフロスタ)およびエアコンの取り外しは許されない。
また、正常に機能しなくてはならない。

13.2-2-3-12) ラジオ類

取り外しが許される。
なお、ラジオを取り外した場合、簡易的でない方法で蓋をすること。

13.2-2-3-13) 補助メーター(計器類)

電気式メーターに限り追加装着することが許される。
ただし、標準装着されているメーター類は当初の機能を保持しなくてはならない。
取り付けについては、クルーの保護を十分に考慮した取り付け位置、取り付け方法であること。
特に助手席側にトリップメーター等を追加する際は、エアバッグ展開の妨げや突起物にならないこと。

13.2-2-3-14) 座席

変更する場合は、2025年JAF国内競技車両規則第2編における各車両用改造規定を満たすこと。

13.2-2-3-15) 変速レバーおよびシフトノブ

変更する場合は、2025年JAF国内競技車両規則第2編における各車両用改造規定を満たすこと。

13.2-2-3-16) フットレスト・ニーレスト

運転席、助手席共に装着が許される。

13.2-2-3-17) ヒールプレート

運転席、助手席共に装着が許される。

13.2-2-3-18) ステアリング

純正オプション品に限り変更が許される。

ただし、純正装置以外を使用した位置の調整は許されない。

13.2-2-3-19) 防音材

室内およびエンジンルーム内にある防音材の取り外しは、車体に改造を行わない方法でのみ許される。

13.2-2-3-20) 内装

すべての部品は削除することは許されない。

ただし、下記に記載されたものを除く。

1. フロアマット/カーペット
2. ロールケージ装着にともなう、最小限の内装切除
※エアバッグおよびリヤショックアブソーバー上部等に装着されているカバーの削除は許されない。

13.2-2-3-21) 車体補強

あて板など材料を用いた補強や溶接打点の追加等不可逆的な加工は禁止される。

ただし、新車登録時に持ち込み登録となる架装車両等については登録時の状態についてのみ認められる。

13.3) C-2 (NCP131) 車両規定

2025年JAF国内競技車両規則第2編に従ったRJ・RPN・RF車両で、
第12条.2に記載された日本国内で販売されている車両限定とし、本項以下全ての規定を満たすこと。

13.3-1) 安全規定

13.3-1-1) ロールケージ

下記①または②のどちらかを装着すること。

保護のためクルーに接触する恐れのあるロールケージの部位は、全て緩衝材で覆わなくてはならない。
ただし、車両フロアまたはインパネ等内装部品との接合部において、最小限の露出のみ認められる。

- ① JAF国内車両規則ラリー車両規定(RJ・RPN・RF車両)に合致したもの
※2名乗車タイプを使用する場合は各陸運支局等において乗車定員変更のための構造変更手続きを行うこと。
- ② RC認定部品ロールケージ (5名乗車仕様:「Vitz “RS Racing”」「Vitz GR SPORT “Racing” Package」装着品)
品番: 66510-KP300 (ロールケージ)
品番: 66510-KP300 (ロールケージ)
※上記ロールケージはRF車両規定合致品になる。

13.3-2) 改造規定

参加車両は、2025年JAF国内競技車両規則第2編によるRJ・RPN・RF車両であること。
また、次の各項に従ったものでなければならない。

当規定で定められていない項目は全て当初のまま、加工、変更および改造は一切許されない。
さらに、当規定に定められていない性能の向上を目的としていると判断される部品の装着は、
その効果の有無を問わず一切許されない。

国内で販売されている同一車両型式車種用の純正部品(1,500cc用のみ)を使用することは許される(TGRRC事務局で認めた部品を除き、輸出仕様車専用部品の使用は許されない)。

また、同一型式車種にレース仕様がある場合、加工を行わない方法で同一の仕様にすることは許される。
ただし、ダイアグシステム(故障診断システム)において異常と判断される状態であってはならない。

13.3-2-1) エンジンおよび補機

13.3-2-1-1) エンジン本体

国内で販売されているNCP131用純正部品に限り使用が許される。

純正部品への旋盤加工、溶接、研磨などの機械加工や熱処理(コーティング含む)は許されない。

「Vitz “RS Racing”」「Vitz GR SPORT “Racing” Package」の車両に施されているエンジン封印を解除することは認められる。

13.3-2-1-2) フライホイール

加工、変更は許されない。

13.3-2-1-3) ピストン

純正スタンダードサイズピストンに限り使用が許される。

13.3-2-1-4) エンジンマウント

RC認定部品への変更が許される。

- | | |
|-----------------|---------------|
| 品番: 12305-NP900 | (エンジンマウント RH) |
| 品番: 12372-KP300 | (エンジンマウント LH) |
| 品番: 12363-NP900 | (エンジンマウント RR) |

13.3-2-1-5) ラジエター

本体の追加、加工および変更等の改造は許されない。

また、導風板やダクトの取り付けも許されない。

ただし、ラジエターキャップは変更が許される。

13.3-2-1-6) ラジエターファン

加工、変更および取外しは許されない。

13.3-2-1-7) ラジエター配管

リザーバータンクの加工、変更等の改造は許されない。

また、ホース類の変更も許されない。

ただし、水温計測を目的とした温度センサー取り付けのための最小限の加工は許される。

13.3-2-1-8) サーマスタット

変更は自由。

ただし、取り付け部の加工は許されない。

13.3-2-1-9) オイルクーラー

装着は許されない。

ただし、「Vitz GR SPORT “Racing” Package CVT」は標準装着のものに限り使用が許される。

仕様は全て当初のままとし、加工、変更および取り外しは許されない。

13.3-2-1-10) オイルポンプ

一切の変更および改造は許されない。

13.3-2-1-11) オイルフィルター

変更は自由。

ただし、当初の方式を維持し取り付け箇所の変更は許されない。

13.3-2-1-12) オイルパン

加工、変更等の改造は許されない。

ただし、油温の計測を目的とした油温センサー取り付けのための最小限の加工は許される。

13.3-2-1-13) バッテリー

純正品および純正品と同じ本体外寸の同等品への本体の変更は認められる。

13.3-2-1-14) オルタネーター

一切の変更および改造は許されない。

13.3-2-1-15) E.C.U.

追加および加工・変更等の改造は許されない。

13.3-2-1-16) 点火系統

点火プラグの変更に限り許される。

13.3-2-1-17) セルモーター

一切の変更および改造は許されない。

13.3-2-1-18) 吸気・排気マニホールド

一切の変更は許されない。

また、排気マニホールドへ防熱措置(バンテージ等の装置)を施すことも不可とする。

13.3-2-1-19) エアクリーナー

エレメントの変更のみ自由。

13.3-2-1-20) マフラーおよび排気管

メインマフラーに限り RC 認定部品への変更が許される。

品番： MS153-52012 (ハイレスポンスマフラー-ver.S)

13.3-2-1-21) 排出ガス

暖機運転後アイドリング状態において、CO:1%、HC : 300ppm を超えないこと。

13.3-2-2) シャシー

13.3-2-2-1) 全長および全幅

変更は許されない。

ただし、13.3-2-3-3 を適用する場合においてのみ認められる。

13.3-2-2-2) ブッシュ類

RC 認定部品への変更が許される。

品番： 48609-NP900 (フロントアッパーサポート)

品番： 48755-NP100 (リヤアッパーサポート)

品番： 48752-NP900 (リヤサスペンションサポートストッパー)

品番： 48654-NP900 (フロントロワーアームブッシュ)

13.3-2-2-3) スプリング

RC 認定部品への変更が許される。スプリングインシュレーターの取り外しおよび変更は許されない。

品番： 48131-NP920 (フロントコイルスプリング)
品番： 48231-NP930 (リヤコイルスプリング)

本規則書第 12 条に記載された架装車両における架装部品の一例として、下記品番部品の使用は許されない。

品番： 48131-KP300 (フロントスプリング)
品番： 48231-KP300 (リヤスプリング)

13.3-2-2-4) クラッチ

クラッチディスクおよびクラッチカバーの変更は自由。ただし、シングルタイプに限り、変更が認められる。クラッチホースについては、ボルトオンにて装着可能なものに限り変更が認められる。

13.3-2-2-5) ギアボックス

一切の変更および改造は許されない。

13.3-2-2-6) ディファレンシャル

変速比(ファイナルギア含む)は一切の変更および改造は許されない。
量産ハウジングを改造することなく装着出来る機械式 LSD の装着は認められる。

13.3-2-2-7) 制動装置

ブレーキホースの変更は自由。
ただし、ボルトオンにて装着が可能であること。
ブレーキパッドについては、パッドとベースプレートの接触面積が増加しない事を条件に変更が許される。
それ以外の部品の変更、取り付け、取り外しは許されない。
ABS の作動停止を目的とした改造は許されない。

13.3-2-2-8) 操作装置

使用性・操作性向上を目的としたペダルパッドの変更は認められる。

13.3-2-2-9) ショックアブソーバー

RC 認定部品への変更が許される。

品番： 48510-NP920 (フロントショックアブソーバーRH)
品番： 48520-NP920 (フロントショックアブソーバーLH)
品番： 48530-NP920 (リヤショックアブソーバー)

本規則書第 12 条に記載された架装車両における架装部品の一例として、下記品番部品の使用は許されない。

品番： 48510-KP300 (フロントショックアブソーバーRH)
品番： 48520-KP300 (フロントショックアブソーバーLH)
品番： 48530-KP300 (リヤショックアブソーバー)

13.3-2-2-10) フロントスタビライザー

変更は自由。
ただし、取り付けはボルトオンによるものとし、車室内から調整可能であってはならない。
また、取り外す事は許されない。

13.3-2-2-11) アッパータワーバー

装着は許されない。

13.3-2-2-12) ロウブレース

装着は許されない。

13.3-2-2-13) タイヤ・ホイール

下記要件を満たさなければならない。

共通	
1.	タイヤ・ホイールはいかなる場合も他の部分と接触しないこと。
2.	タイヤ・ホイールは車軸中心より前方 30°、後方 50°の範囲内でフェンダー等より突出していないこと。
3.	参加車両には、1 本または 2 本のスペアを搭載しなければならない。 また、スペアは確実に固定されていること。
タイヤ	
1.	下記の条件を満たしたもののみ使用を認める。 — 別途公示のタイヤに関する付則に記載されている銘柄 — タイヤサイズ：185/60R15 — スペア含め、使用するタイヤはいずれも同一銘柄
2.	競技中に使用できるタイヤ本数は、特別規則書に記載する。記載がない場合は無制限とする。
3.	スペア含め、溝は常に 1.6mm 以上でスリップサインが出ていないこと。
4.	本体およびトレッド面への加工・ウォームアップ・クールダウン・溶剤塗布等の一切は認められない。
ホイール	
1.	材質はスチール製または JWL マークのある軽合金製とする。
2.	部分的であっても複合素材から成るホイールの使用は禁止する。
3.	リム幅は 5J(JJ), 5.5J(JJ), 6J(JJ), 6.5J(JJ)のみ許され、 フロントおよびリヤは同サイズ(インセット含まず)とする。
4.	インセットは自由。
5.	ナットの材質および形状の変更が許されるが、ホイールスペーサーの使用は認められない。
6.	ホイールに間隔保持のための部材を溶接することは、ホイールスペーサーの使用とみなす。 また、アクスルハブに間隔保持のための部材を取り付けることは、その取り付け方法の如何に関わらず、ホイールスペーサーの使用とみなす。

13.3-2-3) 車体

13.3-2-3-1) アクセサリー等の自動車部品

当規定で許されているもの、美観または居住性向上等を目的としたアクセサリーは、車両の性能向上および特性に影響を与えない場合に限り、装着および変更が許される。

ただし、競技に不必要と判断され、容易に取り外しができるものは、競技時には取り外さなくてはならない。

特にダッシュボード上に装着する部品は、助手席エアバッグの展開の妨げにならないこと。

13.3-2-3-2) 自動車登録番号標

移設することは許されない。

13.3-2-3-3) 空力装置(エアロパーツ)

純正部品、純正オプション部品および TRD・MODELLISTA 部品に限り装着が許される。

13.3-2-3-4) ボンネットおよびトランク

変更および加工は許されない。

ただし、13.3-2-3-3 を適用する場合、最小限の加工は許される。

13.3-2-3-5) バンパー

同一車両型式に設定されている純正部品以外への変更および加工は許されない。

ただし、13.3-2-3-3 および 13.3-2-3-6 を適用する場合、最小限の加工は許される。

13.3-2-3-6) 前部霧灯

装着する際は、2025 年 JAF 国内競技車両規則第 2 編に従うこと。

13.3-2-3-7) サイドおよびリヤガラス

塗装および色付きフィルムの貼り付け、視界の妨げとなるステッカーの貼り付けは許されない。

13.3-2-3-8) ミラー

室内ミラーの変更は許されない。

室外ミラーは純正部品および純正オプション部品に限り使用が許される。

13.3-2-3-9) マッドフラップ

装着は許される。

装着のための車両側への最小限の加工は許される。

13.3-2-3-10) アンダーガード

装着を強く推奨とする。ただし、空力効果を発生させるものであってはならない。

また、下記の条件を満たすものを推奨する。

①材質はジュラルミン製またはアルミ製であること

②板厚は3mm以上であること

なお、エンジンアンダーガードは、前部ホイール軸の前方においてのみ、

前部バンパー下部の全幅に相当する幅まで伸縮させることができる。

これらは最小限の加工により取り付けられること。

13.3-2-3-11) ヒーター・エアコン

ヒーター(デフロスタ)およびエアコンの取り外しは許されない。

また、正常に機能しなくてはならない。

13.3-2-3-12) ラジオ類

取り外しが許される。

なお、ラジオを取り外した場合、簡易的でない方法で蓋をすること。

13.3-2-3-13) 補助メーター(計器類)

電気式メーターに限り追加装着することが許される。

ただし標準装着されているメーター類は当初の機能を保持しなくてはならない。

取り付けについては、クルーの保護を十分に考慮した取り付け位置、取り付け方法であること。

特に助手席側にトリップメーター等を追加する際は、エアバッグ展開の妨げや突起物にならないこと。

13.3-2-3-14) 座席

変更する場合は、2025年JAF国内競技車両規則第2編における各車両用改造規定を満たすこと。

13.3-2-3-15) 変速レバーおよびシフトノブ

変更する場合は、2025年JAF国内競技車両規則第2編における各車両用改造規定を満たすこと。

13.3-2-3-16) フットレスト・ニーレスト

運転席、助手席共に装着が許される。

13.3-2-3-17) ヒールプレート

運転席、助手席共に装着が許される。

13.3-2-3-18) ステアリング

純正オプション品に限り変更が許される。

また、純正装置以外を使用した位置の調整は許されない。

13.3-2-3-19) 防音材

室内およびエンジンルーム内にある防音材の取り外しは、車体に改造を行わない方法でのみ許される。

13.3-2-3-20) 内装

すべての部品は削除することは許されない。ただし、下記に記載されたものを除く。

1. フロアマット/カーペット
2. ロールケージ装着にともなう、最小限の内装切除
※エアバッグおよびリヤショックアブソーバー上部等に装着されているカバーの削除は許されない。

13.3-2-3-21) 車体補強

あて板など材料を用いた補強や溶接打点の追加等不可逆的な加工は禁止される。

13.4) C-2 (NCP91) 車両規定

2025年JAF国内競技車両規則第2編に従ったRJ・RPN・RF車両で、
第12条.3に記載された日本国内で販売されている車両とし、本項以下全ての規定を満たすこと。

13.4-1) 安全規定

13.4-1-1) ロールケージ

下記①または②のどちらかを装着すること。

保護のためクルーに接触する恐れのあるロールケージの部位は、全て緩衝材で覆うことを強く推奨する。

- ① JAF国内車両規則ラリー車両規定(RJ・RPN・RF車両)に合致したもの
※2名乗車タイプを使用する場合は各陸運支局等において乗車定員変更のための構造変更手続きを行うこと。
- ② RC認定部品ロールケージ (5名乗車仕様：トヨタヴィッツ「RS TRD Racing」装着品)
品番： 66510-NP900 (ロールケージ)
※上記ロールケージはRF車両規定合致品になる。

13.4-2) 改造規定

参加車両は、2025年JAF国内競技車両規則第2編によるRJ・RPN・RF車両であること。

また、次の各項に従ったものでなければならない。

当規定で定められていない項目は全て当初のまま、加工、変更および改造は一切許されない。

さらに、当規定に定められていない性能の向上を目的としていると判断される部品の装着は、その効果の有無を問わず一切許されない。

国内で販売されている同一車両型式車種用の純正部品(1,500cc用のみ)を使用することは許される(TGRRC事務局で認めた部品を除き、輸出仕様車専用部品の使用は許されない)。また、同一型式車種にレース仕様がある場合、加工を行わない方法で同一の仕様にする事は許される。ただし、ダイアグシステム(故障診断システム)において異常と判断される状態であってはならない。

13.4-2-1) エンジンおよび補機

13.4-2-1-1) エンジン本体

国内で販売されているNCP91用純正部品に限り使用が許される。

純正部品への旋盤加工、溶接、研磨などの機械加工や熱処理(コーティング含む)は許されない。

トヨタヴィッツ「RS TRD Racing」の車両に施されているエンジン封印を解除することは認められる。

13.4-2-1-2) フライホイール

加工、変更は許されない。

13.4-2-1-3) ピストン

純正スタンダードサイズピストンに限り使用が許される。

13.4-2-1-4) エンジンマウント

RC認定部品への変更が許される。

品番： 12305-NP900 (エンジンマウント RH)

品番： 12372-NP900 (エンジンマウント LH)

品番： 12363-NP900 (エンジンマウント RR)

13.4-2-1-5) ラジエター

本体の追加、加工および変更等の改造は許されない。

また、導風板やダクトの取り付けも許されない。

ただし、ラジエターキャップは変更が許される。

13.4-2-1-6) ラジエターファン

加工、変更および取外しは許されない。

13.4-2-1-7) ラジエター配管

リザーバタンクの加工、変更等の改造は許されない。

また、ホース類の変更も許されない。

ただし、水温計測を目的とした温度センサー取り付けのための最小限の加工は許される。

13.4-2-1-8) サーマスタット

変更は自由。
ただし、取り付け部の加工は許されない。

13.4-2-1-9) オイルクーラー

装着は許されない。

13.4-2-1-10) オイルポンプ

一切の変更および改造は許されない。

13.4-2-1-11) オイルフィルター

変更は自由。
ただし、当初の方式を維持し取り付け箇所の変更は許されない。

13.4-2-1-12) オイルパン

加工、変更等の改造は許されない。
ただし、油温の計測を目的とした油温センサー取り付けのための最小限の加工は許される。

13.4-2-1-13) バッテリー

純正品および純正品と同じ本体外寸の同等品への本体の変更は認められる。

13.4-2-1-14) オルタネーター

一切の変更および改造は許されない。

13.4-2-1-15) E.C.U.

追加、加工および変更等の改造は許されない。

13.4-2-1-16) 点火系統

点火プラグの変更に限り許される。

13.4-2-1-17) セルモーター

一切の変更および改造は許されない。

13.4-2-1-18) 吸気・排気マニホールド

一切の変更は許されない。
また、排気マニホールドへ防熱措置(バンテージ等の装置)を施すことも不可とする。

13.4-2-1-19) エアクリーナー

エレメントの変更のみ自由。

13.4-2-1-20) マフラーおよび排気管

メインマフラーに限り RC 認定部品への変更が許される。
品番： MS153-52001 (ハイレスポンスマフラー-Ver.S)
(旧品番：17400-NP900)
品番： MS153-52003 (ハイレスポンスマフラー-Ver.R)
(旧品番：17400-NP910)
品番： MS153-52008 (ハイレスポンスマフラー-Ver.S)
品番： MS153-52009 (ハイレスポンスマフラー-Ver.R)

13.4-2-1-21) 排出ガス

暖機運転後アイドル状態において、CO:1%、HC:300ppm を超えないこと。

13.4-2-2) シャシー

13.4-2-2-1) 全長および全幅

変更は許されない。
ただし、13.4-2-3-3 を適用する場合においてのみ認められる。

13.4-2-2-2) ブッシュ類

RC 認定部品への変更が許される。

品番： 48609-NP900	(フロントアッパーサポート)
品番： 48755-NP100	(リヤアッパーサポート)
品番： 48752-NP900	(リヤサスペンションサポートストッパー)
品番： 48654-NP900	(フロントロワーアームブッシュ)
品番： 48726-NP900	(リヤサスペンションアームシートインナー)
品番： 48726-NP910	(リヤサスペンションアームシートアウター)

13.4-2-2-3) スプリング

RC 認定部品への変更が許される。スプリングインシュレ-タ-の取り外しおよび変更は許されない。

品番： 48131-NP920	(フロントコイルスプリング)
品番： 48231-NP930	(リヤコイルスプリング)

本規則書第 12 条に記載された架装車両における架装部品の一例として、下記品番部品の使用は許されない。

品番： 48131-NP910	(フロントスプリング)
品番： 48231-NP920	(リヤスプリング)

13.4-2-2-4) クラッチ

クラッチディスクおよびクラッチカバーの変更は自由。ただし、シングルタイプに限り、変更が認められる。クラッチホースについては、ボルトオンにて装着可能なものに限り変更が認められる。

13.4-2-2-5) ギアボックス

一切の変更および改造は許されない。

13.4-2-2-6) ディファレンシャル

変速比(ファイナルギアを含む)は一切の変更および改造は許されない。
量産ハウジングを改造することなく装着出来る機械式 LSD の装着は認められる。

13.4-2-2-7) 制動装置

ブレーキホースの変更は自由。
ただし、ボルトオンにて装着が可能であること。
ブレーキパッドについては、パッドとベースプレートの接触面積が増加しない事を条件に変更が許される。
それ以外の部品の変更、取り付け、取り外しは許されない。
ABS の作動停止を目的とした改造は許されない。

13.4-2-2-8) 操作装置

使用性・操作性向上を目的としたペダルパッドの変更は認められる。

13.4-2-2-9) ショックアブソーバー

RC 認定部品への変更が許される。

品番： 48510-NP920	(フロントショックアブソーバーRH)
品番： 48520-NP920	(フロントショックアブソーバーLH)
品番： 48530-NP920	(リヤショックアブソーバー)

本規則書第 12 条に記載された架装車両における架装部品の一例として、下記品番部品の使用は許されない。

品番： 48510-NP910	(フロントショックアブソーバーRH)
品番： 48520-NP910	(フロントショックアブソーバーLH)
品番： 48530-NP910	(リヤショックアブソーバー)

13.4-2-2-10) フロントスタビライザー

変更は自由。ただし、取り付けはボルトオンによるものとし、車室内から調整可能であってはならない。
また、取り外す事は許されない。

13.4-2-2-11) アッパータワーバー

装着は許されない。

13.4-2-2-12) ロウブレース

装着は許されない。

13.4-2-2-13) タイヤ・ホイール

下記要件を満たさなければならない。

共通	
1.	タイヤ・ホイールはいかなる場合も他の部分と接触しないこと。
2.	タイヤ・ホイールは車軸中心より前方 30°、後方 50°の範囲内でフェンダー等より突出していないこと。
3.	参加車両には、1 本または 2 本のスペアを搭載しなければならない。 また、スペアは確実に固定されていること。
タイヤ	
1.	下記の条件を満たしたものののみ使用を認める。 — 別途公示のタイヤに関する付則に記載されている銘柄 — タイヤサイズ：185/60R15 — スペア含め、使用するタイヤはいずれも同一銘柄
2.	競技中に使用できるタイヤ本数は、特別規則書に記載する。記載がない場合は無制限とする。
3.	スペア含め、溝は常に 1.6mm 以上でスリップサインが出ていないこと。
4.	本体およびトレッド面への加工・ウォームアップ・クールダウン・溶剤塗布等の一切は認められない。
ホイール	
1.	材質はスチール製または JWL マークのある軽合金製とする。
2.	部分的であっても複合素材から成るホイールの使用は禁止する。
3.	リム幅は 5J(JJ), 5.5J(JJ), 6J(JJ), 6.5J(JJ)のみ許され、 フロントおよびリヤは同サイズ(インセット含まず)とする。
4.	インセットは自由。
5.	ナットの材質および形状の変更が許されるが、ホイールスペーサーの使用は認められない。
6.	ホイールに間隔保持のための部材を溶接することは、ホイールスペーサーの使用とみなす。 また、アクスルハブに間隔保持のための部材を取り付けることは、その取り付け方法の如何に関わらず、ホイールスペーサーの使用とみなす。

13.4-2-3) 車体

13.4-2-3-1) アクセサリー等の自動車部品

当規定で許されているもの、美観または居住性向上等を目的としたアクセサリーは、車両の性能向上および特性に影響を与えない場合に限り、装着および変更が許される。
ただし、競技に不必要と判断され、容易に取り外しができるものは、競技時には取り外さなくてはならない。
特にダッシュボード上に装着する部品は、助手席エアバッグの展開の妨げにならないこと。

13.4-2-3-2) 自動車登録番号標

移設することは許されない。

13.4-2-3-3) 空力装置(エアロパーツ)

純正部品、純正オプション部品および TRD・MODELLISTA 部品に限り装着が許される。

13.4-2-3-4) ボンネットおよびトランク

変更および加工は許されない。
ただし、13.4-2-3-3 を適用する場合、最小限の加工は許される。

13.4-2-3-5) バンパー

同一車両型式に設定されている純正部品以外への変更および加工は許されない。
ただし、13.4-2-3-3 および 13.4-2-3-6 を適用する場合、最小限の加工は許される。

13.4-2-3-6) 前部霧灯

装着する際は、2025年JAF国内競技車両規則第2編に従うこと。

13.4-2-3-7) サイドおよびリヤガラス

塗装および色付きフィルムの貼り付け、視界の妨げとなるステッカーの貼り付けは許されない。

13.4-2-3-8) ミラー

室内ミラーの変更は許されない。

室外ミラーは純正部品および純正オプション部品に限り使用が許される。

13.4-2-3-9) マッドフラップ

装着は許される。装着のための車両側への最小限の加工は許される。

13.4-2-3-10) アンダーガード

装着を強く推奨とする。ただし、空力効果を発生させるものであってはならない。

また、下記の条件を満たすものを推奨する。

①材質はジュラルミン製またはアルミ製であること

②板厚は3mm以上であること

なお、エンジンアンダーガードは、前部ホイール軸の前方においてのみ、

前部バンパー下部の全幅に相当する幅まで伸縮させることができる。

これらは最小限の加工により取り付けられること。

13.4-2-3-11) ヒーター・エアコン

ヒーター(デフロスタ)およびエアコンの取り外しは許されない。また、正常に機能しなくてはならない。

13.4-2-3-12) ラジオ類

取り外しが許される。なお、ラジオを取り外した場合、簡易的でない方法で蓋をすること。

13.4-2-3-13) 補助メーター(計器類)

電気式メーターに限り追加装着することが許される。

ただし標準装着されているメーター類は当初の機能を保持しなくてはならない。

取り付けについては、クルーの保護を十分に考慮した取り付け位置、取り付け方法であること。

特に助手席側にトリップメーター等を追加する際は、エアバッグ展開の妨げや突起物にならないこと。

13.4-2-3-14) 座席

変更する場合は、2025年JAF国内競技車両規則第2編における各車両用改造規定を満たすこと。

13.4-2-3-15) 変速レバーおよびシフトノブ

変更する場合は、2025年JAF国内競技車両規則第2編における各車両用改造規定を満たすこと。

13.4-2-3-16) フットレスト・ニーレスト

運転席、助手席共に装着が許される。

13.4-2-3-17) ヒールプレート

運転席、助手席共に装着が許される。

13.4-2-3-18) ステアリング

純正オプション品に限り変更が許される。また、純正装置以外を使用した位置の調整は許されない。

13.4-2-3-19) 防音材

室内およびエンジンルーム内にある防音材の取り外しは、車体に改造を行わない方法でのみ許される。

13.4-2-3-20) 内装

すべての部品は削除することは許されない。ただし、下記に記載されたものを除く。

1. フロアマット/カーペット
2. ロールケージ装着にともなう、最小限の内装切除

※エアバッグおよびリヤショックアブソーバー上部等に装着されているカバーの削除は許されない。

13.4-2-3-21) 車体補強

あて板など材料を用いた補強や溶接打点の追加等不可逆的な加工は禁止される。

13.5) C-3 (ZN6) 車両規定

2025年JAF国内競技車両規則第2編に従ったRJ・RPN・RF車両で、
第12条.4に記載された日本国内で販売されている車両限定とし、本項以下全ての規定を満たすこと。

13.5-1) 安全規定

13.5-1-1) ロールケージ

下記①または②のどちらかを装着すること。

保護のためクルーに接触する恐れのあるロールケージの部位は、全て緩衝材で覆わなくてはならない。
ただし、車両フロアまたはインパネ等内装部品との接合部において、最小限の露出のみ認められる。

- ① JAF国内車両規則ラリー車両規定(RJ・RPN・RF車両)に合致したもの
※2名乗車タイプを使用する場合は各陸運支局等において乗車定員変更のための構造変更手続きを行うこと。
- ② RC認定部品ロールケージ (4名乗車仕様: TOYOTA 86「86Racing」装着品)
品番: 66510-ZN600 (ロールケージ)
品番: 66510-ZN620 (ロールケージ)
※上記ロールケージはRF車両規定合致品になる。

13.5-2) 改造規定

参加車両は、2025年JAF国内競技車両規則第2編に従ったRJ・RPN・RF車両とし、
次の各項に従ったものでなければならない。
当規定で定められていない項目は全て当初のまま、加工、変更および改造は一切許されない。
さらに、当規定に定められていない性能の向上を目的としていると判断される部品の装着は、
その効果の有無を問わず一切許されない。

13.5-2-1) エンジンおよび補機

13.5-2-1-1) エンジン本体

国内で販売されているZN6用純正部品に限り使用が許される。
純正部品への旋盤加工、溶接、研磨などの機械加工や熱処理(コーティング含む)は許されない。

TOYOTA GAZOO Racing 86/BRZ Raceに使用しているTOYOTA 86「86Racing」の車両に施されている
エンジン封印を解除することは認められる。
ただし、上記レースへ参加する場合は、再度封印の施されたエンジンへ換装すること。

13.5-2-1-2) フライホイール

加工、変更は許されない。

13.5-2-1-3) ピストン

純正スタンダードサイズピストンに限り使用が許される。

13.5-2-1-4) エンジンマウント

RC認定部品への変更が許される。

- 品番: 12311-ZN600 (エンジンマウント RH)
品番: 12315-ZN600 (エンジンマウント LH)
品番: 12371-ZN600 (エンジンマウント RR)

13.5-2-1-5) ラジエター

本体の追加、加工および変更等の改造は許されない。
また、導風板やダクトの取り付けも許されない。
ただし、ラジエターキャップは変更が許される。

13.5-2-1-6) ラジエターファン

加工、変更および取外しは許されない。

13.5-2-1-7) ラジエター配管

リザーバタンクの加工、変更等の改造は許されない。
また、ホース類の変更も許されない。
ただし、水温計測を目的とした温度センサー取り付けのための最小限の加工は許される。

13.5-2-1-8) サーマスタット

変更は自由。ただし、取り付け部の加工は許されない。

13.5-2-1-9) オイルクーラー

装着は許されない。

ただし、「86 Racing」は標準装着のものに限り使用が許される。

仕様は全て当初のままとし、加工、変更および取り外しは許されない。

13.5-2-1-10) オイルポンプ

一切の変更および改造は許されない。

13.5-2-1-11) オイルフィルター

変更は自由。

ただし、当初の方式を維持し取り付け箇所の変更は許されない。

13.5-2-1-12) オイルパン

加工、変更等の改造は許されない。

ただし、油温の計測を目的とした油温センサー取り付けのための最小限の加工は許される。

13.5-2-1-13) バッテリー

純正品および純正品と同じ本体外寸の同等品への本体の変更は認められる。

また、寒冷地仕様車のみ標準車搭載品および標準車搭載品と同じ本体外寸の同等品への変更が認められる。

13.5-2-1-14) オルタネーター

一切の変更および改造は許されない。

13.5-2-1-15) E.C.U.

追加、加工およびその他の変更等の改造は許されない。

ソフトウェアはRCが指定したデータ以外は使用できない。

13.5-2-1-16) セルモーター

一切の変更および改造は許されない。

13.5-2-1-17) 吸気・排気マニホールド

一切の変更は許されない。また、排気マニホールドへ防熱措置(バンテージ等の装置)を施すことも不可とする。

13.5-2-1-18) エアクリーナー

エレメントの変更のみ自由。

13.5-2-1-19) 排出ガス

暖機運転後アイドリング状態において、CO:1%、HC:300ppm を超えないこと。

13.5-2-1-20) マフラーおよび排気管

一切の変更は許されない。

13.5-2-2) シャシー

13.5-2-2-1 全長および全幅

変更は許されない。

ただし、13.5-2-3-3 を適用する場合においてのみ認められる。

13.5-2-2-2) デフマウント

RC認定部品への変更が許される。

品番： 41651-ZN600 (デフマウントクッション LH)

品番： 41651-ZN610 (デフマウントクッション RH)

13.5-2-2-3) ブッシュ類

RC 認定部品への変更が許される。

品番： 48609-ZN600	(フロントアッパーサポート)
品番： 48654-ZN600	(ロワーアームブッシュ No.1)
品番： 48655-ZN600	(ロワーアームブッシュ No.2)
品番： 48747-ZN600	(リヤラテラルコントロールロッドブッシュ)
品番： 48725-ZN600	(リヤアッパーアームブッシュ No.1)
品番： 48725-ZN620	(リヤサスペンションアームブッシュ No.1)
品番： 48725-ZN630	(リヤサスペンションアームブッシュ No.2)
品番： 48849-ZN600	(リヤスタビライザーリンクブッシュ)
品番： 52271-ZN600	(リヤサスペンションメンバーブッシュ)
品番： 45516-ZN600	(ステアリングラックハウジングブッシュ No.1)
品番： 48700-ZN610	(ラテラルリンクセット)

13.5-2-2-4) クラッチ

RC 認定部品への変更が許される。

品番： 31210-ZN600	(クラッチカバー)
品番： 31250-ZN610	(メタルフェーシングクラッチディスク)
品番： 31250-ZN600	(スポーツフェーシングクラッチディスク)

13.5-2-2-5) ギアボックス

一切の変更および改造は許されない。

13.5-2-2-6) ディファレンシャル

最終減速比の変更は、同一型式に設定されている純正部品で、
改造および加工の必要なく取り付けられるものであれば使用が認められる。
量産ハウジングを改造することなく装着出来る機械式 LSD の装着は認められる。

13.5-2-2-7) 制動装置

同一車両型式に設定されている純正部品で、改造および加工の必要なく取り付けられるものであれば使用が認められる。
ブレーキホースの変更は自由。

ただし、ボルトオンにて装着が可能であること。
ブレーキパッドについては、パッドとベースプレートの接触面積が増加しない事を条件に変更が許される。
ABS の作動停止を目的とした改造は許されない。

13.5-2-2-8) 操作装置

使用性・操作性向上を目的としたペダルパッドの変更は認められる。

13.5-2-2-9) ショックアブソーバー

RC 認定部品への変更が許される。

品番： MS260-18004	(アブソーバーセット)
品番： 48510-ZN630	(フロントショックアブソーバーRH)
品番： 48520-ZN630	(フロントショックアブソーバーLH)
品番： 48530-ZN630	(リヤショックアブソーバーRR)

13.5-2-2-10) スプリング

RC 認定部品への変更が許される。

スプリングインシュレーターの取り外しおよび変更は許されない。

品番： MS250-18004	(スプリングセット)
品番： 48131-ZN640	(フロントコイルスプリング)
品番： 48231-ZN640	(リヤコイルスプリング)

13.5-2-2-11) フロントスタビライザー

変更は許されない。

13.5-2-2-12) リヤスタビライザー

変更は許されない。

13.5-2-2-13) アッパータワーバー

変更は許されない。

13.5-2-2-14) ロウブレース

装着は許されない。

13.5-2-2-15) タイヤ・ホイール

下記要件を満たさなければならない。

共通	
1.	タイヤ・ホイールはいかなる場合も他の部分と接触しないこと。
2.	タイヤ・ホイールは車軸中心より前方 30°、後方 50°の範囲内でフェンダー等より突出していないこと。
3.	参加車両には、1 本または 2 本のスペアを搭載しなければならない。 また、スペアは確実に固定されていること。
タイヤ	
1.	下記の条件を満たしたものののみ使用を認める。 — 別途公示のタイヤに関する付則に記載されている銘柄 — タイヤサイズ：195/65R15 もしくは 205/65R15 — スペア含め、使用するタイヤはいずれも同一銘柄・同一サイズ
2.	競技中に使用できるタイヤ本数は、特別規則書に記載する。記載がない場合は無制限とする。
3.	スペア含め、溝は常に 1.6mm 以上でスリップサインが出ていないこと。
4.	本体およびトレッド面への加工・ウォームアップ・クールダウン・溶剤塗布等の一切は認められない。
ホイール	
1.	材質はスチール製または JWL マークのある軽合金製とする。
2.	部分的であっても複合素材から成るホイールの使用は禁止する。
3.	リム幅は 5.5J(JJ),6J(JJ),6.5J(JJ),7J(JJ)のみ許され、 フロントおよびリヤは同サイズ(インセット含まず)とする。
4.	インセットは自由。
5.	ナットの材質および形状の変更が許されるが、ホイールスペーサーの使用は認められない。
6.	ホイールに間隔保持のための部材を溶接することは、ホイールスペーサーの使用とみなす。 また、アクスルハブに間隔保持のための部材を取り付けることは、その取り付け方法の如何に関わらず、ホイールスペーサーの使用とみなす。

13.5-2-3) 車体

13.5-2-3-1) アクセサリー等の自動車部品

当規定で許されているもの、美観または居住性向上等を目的としたアクセサリーは、車両の性能向上および特性に影響を与えない場合に限り、装着および変更が許される。
ただし、競技に不必要と判断され、容易に取り外しができるものは、競技時には取り外さなくてはならない。
特にダッシュボード上に装着する部品は、助手席エアバッグの展開の妨げにならないこと。

13.5-2-3-2) 自動車登録番号標

移設することは許されない。

13.5-2-3-3) 空力装置(エアロパーツ)

純正部品、純正オプション部品および TRD・MODELLISTA 部品に限り装着が許される。

13.5-2-3-4) ボンネットおよびトランク

変更および加工は許されない。
ただし、13.5-2-3-3 を適用する場合、最小限の加工は許される。

13.5-2-3-5) バンパー

同一車両型式に設定されている純正部品以外への変更および加工は許されない。
ただし、13.5-2-3-3 および 13.5-2-3-6 を適用する場合、最小限の加工は許される。

13.5-2-3-6) 前部霧灯

装着する際は、2025 年 JAF 国内競技車両規則第 2 編に従うこと。

13.5-2-3-7) サイドおよびリヤガラス

塗装および色付きフィルムの貼り付け、視界の妨げとなるステッカーの貼り付けは許されない。

13.5-2-3-8) ミラー

室内ミラーの変更は許されない。

室外ミラーは純正部品および純正オプション部品に限り使用が許される。

13.5-2-3-9) マッドフラップ

装着は許される。

装着のための車両側への最小限の加工は許される。

13.5-2-3-10) アンダーガード

装着を強く推奨とする。ただし、空力効果を発生させるものであってはならない。

また、下記の条件を満たすものを推奨する。

①材質はジュラルミン製またはアルミ製であること

②板厚は3mm以上であること

なお、エンジンアンダーガードは、前部ホイール軸の前方においてのみ、前部バンパー下部の全幅に相当する幅まで伸縮させることができる。

これらは最小限の加工により取り付けられること。

13.5-2-3-11) ヒーター・エアコン

ヒーター(デフロスタ)およびエアコンの取り外しは許されない。

また、正常に機能しなくてはならない。

13.5-2-3-12) ラジオ類

取り外しが許される。

なお、ラジオを取り外した場合、簡易的でない方法で蓋をすること。

13.5-2-3-13) 補助メーター(計器類)

電気式メーターに限り追加装着することが許される。

ただし、標準装着されているメーター類は当初の機能を保持しなくてはならない。

取り付けについては、クルーの保護を十分に考慮した取り付け位置、取り付け方法であること。

特に助手席側にトリップメーター等を追加する際は、エアバッグ展開の妨げや突起物にならないこと。

13.5-2-3-14) 座席

変更する場合は、2025年JAF国内競技車両規則第2編における各車両用改造規定を満たすこと。

13.5-2-3-15) 変速レバーおよびシフトノブ

変更する場合は、2025年JAF国内競技車両規則第2編における各車両用改造規定を満たすこと。

13.5-2-3-16) フットレスト・ニーレスト

運転席、助手席共に装着が許される。

13.5-2-3-17) ヒールプレート

運転席、助手席共に装着が許される。

13.5-2-3-18) ステアリング

純正オプション品に限り変更が許される。また、純正装置以外を使用した位置の調整は許されない。

13.5-2-3-19) 防音材

室内およびエンジンルーム内にある防音材の取り外しは、車体に改造を行わない方法でのみ許される。

13.5-2-3-20) 内装

すべての部品は削除することは許されない。ただし、下記に記載されたものを除く。

1. フロアマット/カーペット
2. ロールケージ装着にともなう、最小限の内装切除
※エアバッグおよびリヤショックアブソーバー上部等に装着されているカバーの削除は許されない。

13.5-2-3-21) 車体補強

あて板など材料を用いた補強や溶接打点の追加等不可逆的な加工は禁止される。

13.6) C-4 (MXPA10) 車両規定

2025年JAF国内競技車両規則第2編に従ったRJ・RPN・RF車両で、
第12条.5に記載された日本国内で販売されている車両限定とし、本項以下全ての規定を満たすこと。

13.6-1) 安全規定

13.6-1-1) ロールケージ

下記①または②のどちらかを装着すること。

保護のためクルーに接触する恐れのあるロールケージの部位は、全て緩衝材で覆わなくてはならない。
ただし、車両フロアまたはインパネ等内装部品との接合部において、最小限の露出のみ認められる。

- ① JAF国内車両規則ラリー車両規定(RJ・RPN・RF車両)に合致したもの
※2名乗車タイプを使用する場合は各陸運支局等において乗車定員変更のための構造変更手続きを行うこと。
- ② RC認定部品ロールケージ (5名乗車仕様:「YARIS Cup Car」装着品)
品番: 66510-KP100 (ロールケージ)
※上記ロールケージはRF車両規定合致品になる。

13.6-2) 改造規定

参加車両は、2025年JAF国内競技車両規則第2編によるRJ・RPN・RF車両であること。
また、次の各項に従ったものでなければならない。

当規定で定められていない項目は全て当初のまま、加工、変更および改造は一切許されない。
さらに、当規定に定められていない性能の向上を目的としていると判断される部品の装着は、
その効果の有無を問わず一切許されない。

国内で販売されている同一車両型式車種用の純正部品を使用することは許される(TGRRC事務局で認めた部品を除き、輸出仕様車専用部品の使用は許されない)。

また、同一型式車種にレース仕様がある場合、加工を行わない方法で同一の仕様にすることは許される。
ただし、ダイアグシステム(故障診断システム)において異常と判断される状態であってはならない。

13.6-2-1) エンジンおよび補機

13.6-2-1-1) エンジン本体

国内で販売されているMXPA10用純正部品に限り使用が許される。

純正部品への旋盤加工、溶接、研磨などの機械加工や熱処理(コーティング含む)は許されない。

TOYOTA GAZOO Racing Yaris Cupに使用している「YARIS Cup Car」の車両に施されているエンジン封印を解除することは認められる。

ただし、上記レースへ参加する場合は、再度封印の施されたエンジンへ換装すること。

13.6-2-1-2) フライホイール

加工、変更は許されない。

13.6-2-1-3) ピストン

純正スタンダードサイズピストンに限り使用が許される。

13.6-2-1-4) エンジンマウント

エンジンおよびギアボックスの取り付けマウントのラバー部材は同一材質で形状・硬度を変更することは自由。

13.6-2-1-5) ラジエター

本体の追加、加工および変更等の改造は許されない。

また、導風板やダクトの取り付けも許されない。

ただし、ラジエターキャップは変更が許される。

13.6-2-1-6) ラジエターファン

加工、変更および取外しは許されない。

13.6-2-1-7) ラジエター配管

リザーバータンクの加工、変更等の改造は許されない。

また、ホース類の変更も許されない。

ただし、水温計測を目的とした温度センサー取り付けのための最小限の加工は許される。

13.6-2-1-8) サーマスタット

変更は自由。

ただし、取り付け部の加工は許されない。

13.6-2-1-9) オイルクーラー

装着は許されない。

ただし、「YARIS Cup Car」は標準装着のものに限り使用が許される。

仕様は全て当初のままとし、加工、変更および取り外しは許されない。

13.6-2-1-10) オイルポンプ

一切の変更および改造は許されない。

13.6-2-1-11) オイルフィルター

変更は自由。

ただし、当初の方式を維持し取り付け箇所の変更は許されない。

13.6-2-1-12) オイルパン

加工、変更等の改造は許されない。

ただし、油温の計測を目的とした油温センサー取り付けのための最小限の加工は許される。

13.6-2-1-13) バッテリー

純正品および純正品と同じ本体外寸の同等品への本体の変更は認められる。

13.6-2-1-14) オルタネーター

一切の変更および改造は許されない。

13.6-2-1-15) E.C.U.

追加および加工・変更等の改造は許されない。

13.6-2-1-16) 点火系統

点火プラグの変更に限り許される。

13.6-2-1-17) セルモーター

一切の変更および改造は許されない。

13.6-2-1-18) 吸気・排気マニホールド

一切の変更は許されない。

また、排気マニホールドへ防熱措置(バンテージ等の装置)を施すことも不可とする。

13.6-2-1-19) エアクリーナー

エレメントの変更のみ自由。

13.6-2-1-20) マフラーおよび排気管

一切の変更は許されない。

13.6-2-1-21) 排出ガス

暖機運転後アイドリング状態において、CO:1%、HC : 300ppm を超えないこと。

13.6-2-2) シャシー

13.6-2-2-1) 全長および全幅

変更は許されない。

ただし、13.6-2-3-3 を適用する場合においてのみ認められる。

13.6-2-2-2) ブッシュ類

一切の変更は許されない。

13.6-2-2-3) スプリング

RC 認定部品への変更が許される。スプリングインシュレーターの取り外しおよび変更は許されない。

品番： 1C6-601-FC029(A) (フロントコイルスプリング)

品番： 1C6-601-RC027 (リヤコイルスプリング)

※品番および品名は(株)キャロッセ・CUSCO 製品

本規則書第 12 条に記載された架装車両における架装部品の一例として、下記品番部品の使用は許されない。

品番： 48131-KP100 (フロントスプリング)

48131-KP101

品番： 48231-KP100 (リヤスプリング)

13.6-2-2-4) クラッチ

クラッチディスクおよびクラッチカバーの変更は自由。ただし、シングルタイプに限り、変更が認められる。

クラッチホースについては、ボルトオンにて装着可能なものに限り変更が認められる。

13.6-2-2-5) ギアボックス

一切の変更および改造は許されない。

13.6-2-2-6) ディファレンシャル

変速比(ファイナルギア含む)は一切の変更および改造は許されない。

量産ハウジングを改造することなく装着出来る機械式 LSD の装着は認められる。

13.6-2-2-7) 制動装置

ブレーキホースの変更は自由。

ただし、ボルトオンにて装着が可能であること。

ブレーキパッドについては、パッドとベースプレートの接触面積が増加しない事を条件に変更が許される。

それ以外の部品の変更、取り付け、取り外しは許されない。

ABS の作動停止を目的とした改造は許されない。

13.6-2-2-8) 操作装置

使用性・操作性向上を目的としたペダルパッドの変更は認められる。

13.6-2-2-9) ショックアブソーバー

RC 認定部品への変更が許される。

品番： 00B-1C6-GFR (フロントショックアブソーバー-RH)

品番： 00B-1C6-GFL (フロントショックアブソーバー-LH)

品番： 00B-1C6-GR (リヤショックアブソーバー)

※品番および品名は(株)キャロッセ・CUSCO 製品

本規則書第 12 条に記載された架装車両における架装部品の一例として、下記品番部品の使用は許されない。

品番： 48510-KP100 (フロントショックアブソーバー-RH)

品番： 48520-KP100 (フロントショックアブソーバー-LH)

品番： 48530-KP100 (リヤショックアブソーバー)

13.6-2-2-10) フロントスタビライザー

変更は自由。

ただし、取り付けはボルトオンによるものとし、車室内から調整可能であってはならない。

また、取り外す事は許されない。

13.6-2-2-11) アッパータワーバー

装着は許されない。

13.6-2-2-12) ロウブレース

装着は許されない。

13.6-2-2-13) タイヤ・ホイール

下記要件を満たさなければならない。

共通	
1.	タイヤ・ホイールはいかなる場合も他の部分と接触しないこと。
2.	タイヤ・ホイールは車軸中心より前方 30°、後方 50°の範囲内でフェンダー等より突出していないこと。
3.	参加車両には、1 本または 2 本のスペアを搭載しなければならない。 また、スペアは確実に固定されていること。
タイヤ	
1.	下記の条件を満たしたもののみ使用を認める。 — 別途公示のタイヤに関する付則に記載されている銘柄 — タイヤサイズ：185/60R15 — スペア含め、使用するタイヤはいずれも同一銘柄
2.	競技中に使用できるタイヤ本数は、特別規則書に記載する。記載がない場合は無制限とする。
3.	スペア含め、溝は常に 1.6mm 以上でスリップサインが出ていないこと。
4.	本体およびトレッド面への加工・ウォームアップ・クールダウン・溶剤塗布等の一切は認められない。
ホイール	
1.	材質はスチール製または JWL マークのある軽合金製とする。
2.	部分的であっても複合素材から成るホイールの使用は禁止する。
3.	リム幅は 5J(JJ), 5.5J(JJ), 6J(JJ), 6.5J(JJ)のみ許され、 フロントおよびリヤは同サイズ(インセット含まず)とする。
4.	インセットは自由。
5.	ナットの材質および形状の変更が許されるが、ホイールスペーサーの使用は認められない。
6.	ホイールに間隔保持のための部材を溶接することは、ホイールスペーサーの使用とみなす。 また、アクスルハブに間隔保持のための部材を取り付けることは、その取り付け方法の如何に関わらず、ホイールスペーサーの使用とみなす。

13.6-2-3) 車体

13.6-2-3-1) アクセサリー等の自動車部品

当規定で許されているもの、美観または居住性向上等を目的としたアクセサリーは、車両の性能向上および特性に影響を与えない場合に限り、装着および変更が許される。

ただし、競技に不必要と判断され、容易に取り外しができるものは、競技時には取り外さなくてはならない。

特にダッシュボード上に装着する部品は、助手席エアバッグの展開の妨げにならないこと。

13.6-2-3-2) 自動車登録番号標

移設することは許されない。

13.6-2-3-3) 空力装置(エアロパーツ)

純正部品、純正オプション部品および GR パーツ部品に限り装着が許される。

13.6-2-3-4) ボンネットおよびトランク

変更および加工は許されない。

ただし、13.6-2-3-3 を適用する場合、最小限の加工は許される。

13.6-2-3-5) バンパー

同一車両型式に設定されている純正部品以外への変更および加工、削除は許されない。

ただし、13.6-2-3-3 および 13.6-2-3-6 を適用する場合、最小限の加工は許される。

13.6-2-3-6) 前部霧灯

装着する際は、2025 年 JAF 国内競技車両規則第 2 編に従うこと。

13.6-2-3-7) サイドおよびリヤガラス

塗装および色付きフィルムの貼り付け、視界の妨げとなるステッカーの貼り付けは許されない。

13.6-2-3-8) ミラー

室内ミラーの変更は許されない。

室外ミラーは純正部品および純正オプション部品に限り使用が許される。

13.6-2-3-9) マッドフラップ

装着は許される。

装着のための車両側への最小限の加工は許される。

13.6-2-3-10) アンダーガード

装着を強く推奨とする。ただし、空力効果を発生させるものであってはならない。

また、下記の条件を満たすものを推奨する。

①材質はジュラルミン製またはアルミ製であること

②板厚は3mm以上であること

なお、エンジンアンダーガードは、前部ホイール軸の前方においてのみ、

前部バンパー下部の全幅に相当する幅まで伸縮させることができる。

これらは最小限の加工により取り付けられること。

13.6-2-3-11) ヒーター・エアコン

ヒーター(デフロスタ)およびエアコンの取り外しは許されない。

また、正常に機能しなくてはならない。

13.6-2-3-12) ラジオ類

取り外しが許される。

なお、ラジオを取り外した場合、簡易的でない方法で蓋をすること。

13.6-2-3-13) 補助メーター(計器類)

電気式メーターに限り追加装着することが許される。

ただし標準装着されているメーター類は当初の機能を保持しなくてはならない。

取り付けについては、クルーの保護を十分に考慮した取り付け位置、取り付け方法であること。

特に助手席側にトリップメーター等を追加する際は、突エアバッグ展開の妨げや突起物にならないこと。

13.6-2-3-14) 座席

変更する場合は、2025年JAF国内競技車両規則第2編における各車両用改造規定を満たすこと。

13.6-2-3-15) 変速レバーおよびシフトノブ

変更する場合は、2025年JAF国内競技車両規則第2編における各車両用改造規定を満たすこと。

13.6-2-3-16) フットレスト・ニーレスト

運転席、助手席共に装着が許される。

13.6-2-3-17) ヒールプレート

運転席、助手席共に装着が許される。

13.6-2-3-18) ステアリング

純正オプション品に限り変更が許される。

また、純正装置以外を使用した位置の調整は許されない。

13.6-2-3-19) 防音材

室内およびエンジンルーム内にある防音材の取り外しは、車体に改造を行わない方法でのみ許される。

13.6-2-3-20) 内装

すべての部品は削除することは許されない。ただし、下記に記載されたものを除く。

1. フロアマット/カーペット
2. ロールケージ装着にともなう、最小限の内装切除
※エアバッグおよびリヤショックアブソーバー上部等に装着されているカバーの削除は許されない。

13.6-2-3-21) 車体補強

あて板など材料を用いた補強や溶接打点の追加等不可逆的な加工は禁止される。

13.7) E-1 (NCP131) 車両規定

2025年 JAF 国内競技車両規則第 2 編に従った RJ・RPN・RF 車両で、
第 12 条.7 に記載された日本国内で販売されている車両限定とし、本項以下全ての規定を満たすこと。

13.7-1) 安全規定

13.7-1-1) ロールケージ

下記①または②のどちらかを装着すること。

保護のためクルーに接触する恐れのあるロールケージの部位は、全て緩衝材で覆うことを強く推奨する。

- ① JAF 国内車両規則ラリー車両規定(RJ・RPN・RF 車両)に合致したもの
※2名乗車タイプを使用する場合は各陸運支局等において乗車定員変更のための構造変更手続きを行うこと。
- ② RC 認定部品ロールケージ (5名乗車仕様: トヨタヴィッツ「RS Racing」「GR SPORT "Racing" Package」装着品)
品番: 66510-KP300 (ロールケージ)
品番: 66510-KP330 (ロールケージ)
※上記ロールケージは RF 車両規定合致品になる。

13.7-2) 改造規定

13.7-2-1) エンジンおよび補機

13.7-2-1-1) 過給器

装着は認められない。

13.7-2-2) シャシー

13.7-2-2-1) タイヤ・ホイール

下記要件を満たさなければならない。

共通	
1.	タイヤ・ホイールはいかなる場合も他の部分と接触しないこと。
2.	タイヤ・ホイールは車軸中心より前方 30°、後方 50°の範囲内でフェンダー等より突出していないこと。
3.	参加車両には、1本または2本のスペアを搭載しなければならない。 また、スペアは確実に固定されていること。
タイヤ	
1.	下記の条件を満たしたものののみ使用を認める。 — 別途公示のタイヤに関する付則に記載されている銘柄 — タイヤサイズ: 185/60R15 — スペア含め、使用するタイヤはいずれも同一銘柄
2.	競技中に使用できるタイヤ本数は、特別規則書に記載する。記載がない場合は無制限とする。
3.	スペア含め、溝は常に 1.6mm 以上でスリップサインが出ていないこと。
4.	本体およびトレッド面への加工・ウォームアップ・クールダウン・溶剤塗布等の一切は認められない。
ホイール	
1.	材質はスチール製または JWL マークのある軽合金製とする。
2.	部分的であっても複合素材から成るホイールの使用は禁止する。
3.	リム幅は 5J(JJ),5.5J(JJ),6J(JJ),6.5J(JJ)のみ許され、 フロントおよびリヤは同サイズ(インセット含まず)とする。
4.	インセットは自由。
5.	ナットの材質および形状の変更が許されるが、ホイールスペーサーの使用は認められない。
6.	ホイールに間隔保持のための部材を溶接することは、ホイールスペーサーの使用とみなす。 また、アクスルハブに間隔保持のための部材を取り付けることは、その取り付け方法の如何に関わらず、ホイールスペーサーの使用とみなす。

13.8) E-1 (NCP91) 車両規定

2025年 JAF 国内競技車両規則第2編に従った RJ・RPN・RF 車両で、
第12条.8に記載された日本国内で販売されている車両限定とし、本項以下全ての規定を満たすこと。

13.8-1) 安全規定

13.8-1-1) ロールケージ

下記①または②のどちらかを装着すること。

保護のためクルーに接触する恐れのあるロールケージの部位は、全て緩衝材で覆うことを強く推奨する。

- ① JAF 国内車両規則ラリー車両規定(RJ・RPN・RF 車両)に合致したもの
※2名乗車タイプを使用する場合は各陸運支局等において乗車定員変更のための構造変更手続きを行うこと。
- ② RC 認定部品ロールケージ (5名乗車仕様： トヨタヴィッツ「RS TRD Racing」装着品)
品番： 66510-NP900 (ロールケージ)
※上記ロールケージは RF 車両規定合致品になる。

13.8-2) 改造規定

13.8-2-1) エンジンおよび補機

13.8-2-1-1) 過給器

装着は認められない。

13.8-2-2) シャシー

13.8-2-2-1) タイヤ・ホイール

下記要件を満たさなければならない。

共通	
1.	タイヤ・ホイールはいかなる場合も他の部分と接触しないこと。
2.	タイヤ・ホイールは車軸中心より前方 30°、後方 50°の範囲内でフェンダー等より突出していないこと。
3.	参加車両には、1本または2本のスペアを搭載しなければならない。 また、スペアは確実に固定されていること。
タイヤ	
1.	下記の条件を満たしたものののみ使用を認める。 — 別途公示のタイヤに関する付則に記載されている銘柄 — タイヤサイズ：185/60R15 — スペア含め、使用するタイヤはいずれも同一銘柄
2.	競技中に使用できるタイヤ本数は、特別規則書に記載する。記載がない場合は無制限とする。
3.	スペア含め、溝は常に 1.6mm 以上でスリップサインが出ていないこと。
4.	本体およびトレッド面への加工・ウォームアップ・クールダウン・溶剤塗布等の一切は認められない。
ホイール	
1.	材質はスチール製または JWL マークのある軽合金製とする。
2.	部分的であっても複合素材から成るホイールの使用は禁止する。
3.	リム幅は 5J(JJ),5.5J(JJ),6J(JJ),6.5J(JJ)のみ許され、 フロントおよびリヤは同サイズ(インセット含まず)とする。
4.	インセットは自由。
5.	ナットの材質および形状の変更が許されるが、ホイールスペーサーの使用は認められない。
6.	ホイールに間隔保持のための部材を溶接することは、ホイールスペーサーの使用とみなす。 また、アクスルハブに間隔保持のための部材を取り付けることは、その取り付け方法の如何に関わらず、ホイールスペーサーの使用とみなす。

13.9) E-2 (ZN6) 車両規定

2025 年 JAF 国内競技車両規則第 2 編に従った RJ・RPN・RF 車両で、
第 12 条.9 に記載された日本国内で販売されている車両限定とし、本項以下全ての規定を満たすこと。

13.9-1) 安全規定

13.9-1-1) ロールケージ

下記①または②のどちらかを装着すること。

保護のためクルーに接触する恐れのあるロールケージの部位は、全て緩衝材で覆うことを強く推奨する。

- ① JAF 国内車両規則ラリー車両規定(RJ・RPN・RF 車両)に合致したもの
※2 名乗車タイプを使用する場合は各陸運支局等において乗車定員変更のための構造変更手続きを行うこと。
- ② RC 認定部品ロールケージ (4 名乗車仕様: TOYOTA 86「86Racing」装着品)
品番: 66510-ZN600 (ロールケージ)
品番: 66510-ZN620 (ロールケージ)
※上記ロールケージは RF 車両規定合致品になる。

13.9-2) 改造規定

13.9-2-1) エンジンおよび補機

13.9-2-1-1) 過給器

装着は認められない。

13.9-2-2) シャシー

13.9-2-2-1) タイヤ・ホイール

下記要件を満たさなければならない。

共通	
1.	タイヤ・ホイールはいかなる場合も他の部分と接触しないこと。
2.	タイヤ・ホイールは車軸中心より前方 30°、後方 50°の範囲内でフェンダー等より突出していないこと。
3.	参加車両には、1 本または 2 本のスペアを搭載しなければならない。 また、スペアは確実に固定されていること。
タイヤ	
1.	下記の条件を満たしたものののみ使用を認める。 — 別途公示のタイヤに関する付則に記載されている銘柄 — タイヤサイズ: 195/65R15 もしくは 205/65R15 — スペア含め、使用するタイヤはいずれも同一銘柄・同一サイズ
2.	競技中に使用できるタイヤ本数は、特別規則書に記載する。記載がない場合は無制限とする。
3.	スペア含め、溝は常に 1.6mm 以上でスリップサインが出ていないこと。
4.	本体およびトレッド面への加工・ウォームアップ・クールダウン・溶剤塗布等の一切は認められない。
ホイール	
1.	材質はスチール製または JWL マークのある軽合金製とする。
2.	部分的であっても複合素材から成るホイールの使用は禁止する。
3.	リム幅は 5.5J(JJ),6J(JJ),6.5J(JJ),7J(JJ)のみ許され、 フロントおよびリヤは同サイズ(インセット含まず)とする。
4.	インセットは自由。
5.	ナットの材質および形状の変更が許されるが、ホイールスペーサーの使用は認められない。
6.	ホイールに間隔保持のための部材を溶接することは、ホイールスペーサーの使用とみなす。 また、アクスルハブに間隔保持のための部材を取り付けることは、その取り付け方法の如何に関わらず、ホイールスペーサーの使用とみなす。

13.10) E-3 (トヨタ車 1,500cc 以下) 車両規定

2025 年 JAF 国内競技車両規則第 2 編に従った RRN・RJ・RPN・AE・RF 車両で、気筒容積 1,500CC 以下のトヨタ車限定と気筒容積 660cc 以下のトヨタ/ダイハツ車の 2 輪駆動の軽自動車とし、本項以下全ての規定を満たすこと。

完全なオープン車体構造の車両は、ハードトップを装着しなければならない。
また、コンバーティブル車体構造の車両（開閉または脱着可能な屋根を備えた車両）についても、オープン車体構造の車両に準じた措置をとらなければならない。

13.10-1) 安全規定

13.10-1-1) ロールケージ

JAF 国内車両規則ラリー車両規定(RRN・RJ・RPN・AE・RF 車両)に合致したものを装着すること。

RPN・AE・RF 車両については、JAF 国内競技車両規則第 2 編第 2 章第 5 条 4 項を遵守し、前後方向に見て、ロールケージのパイプは垂直方向の荷重を支えるフロントサスペンション部品（スプリングおよびショックアブソーバー）の取り付け点を越えてはならない。

保護のためクルーに接触する恐れのあるロールケージの部位は、全て緩衝材で覆うことを強く推奨する。
※2 名乗車タイプを使用する場合は各陸運支局等において乗車定員変更のための構造変更手続きを行うこと

13.10-2) 改造規定

13.10-2-1) シャシー

13.10-2-2) タイヤ・ホイール

下記要件を満たさなければならない。

共通	
1.	タイヤ・ホイールはいかなる場合も他の部分と接触しないこと。
2.	タイヤ・ホイールは車軸中心より前方 30°、後方 50°の範囲内でフェンダー等より突出していないこと。
3.	参加車両には、1 本または 2 本のスペアを搭載しなければならない。 また、スペアは確実に固定されていること。
タイヤ	
1.	下記の条件を満たしたものののみ使用を認める。 — 別途公示のタイヤに関する付則に記載されている銘柄 — スペア含め、使用するタイヤはいずれも同一銘柄・同一サイズ
2.	競技中に使用できるタイヤ本数は、特別規則書に記載する。記載がない場合は無制限とする。
3.	スペア含め、溝は常に 1.6mm 以上でスリップサインが出ていないこと。
4.	本体およびトレッド面への加工・ウォームアップ・クールダウン・溶剤塗布等の一切は認められない。
ホイール	
1.	材質はスチール製または JWL マークのある軽合金製とする。
2.	部分的であっても複合素材から成るホイールの使用は禁止する。
3.	使用ホイールは、参加する車両(RRN・RJ・RPN・RF・AE)それぞれの規定に準じるサイズであること。
4.	インセットは自由。
5.	ナットの材質および形状の変更が許されるが、ホイールスペーサーの使用は認められない。
6.	ホイールに間隔保持のための部材を溶接することは、ホイールスペーサーの使用とみなす。 また、アクスルハブに間隔保持のための部材を取り付けることは、その取り付け方法の如何に関わらず、ホイールスペーサーの使用とみなす。

13.11) E-4 (トヨタ車 1,501cc 以上) 車両規定

2025 年 JAF 国内競技車両規則第 2 編に従った RRN・RJ・RPN・AE・RF 車両で、気筒容積 1,501CC 以上のトヨタ車限定とし、本項以下全ての規定を満たすこと。

完全なオープン車体構造の車両は、ハードトップを装着しなければならない。
また、コンバーティブル車体構造の車両（開閉または脱着可能な屋根を備えた車両）についても、オープン車体構造の車両に準じた措置をとらなければならない。

13.11-1) 安全規定

13.11-1-1) ロールケージ

JAF 国内車両規則ラリー車両規定(RRN・RJ・RPN・AE・RF 車両)に合致したものを装着すること。

RPN・AE・RF 車両については JAF 国内車両規則ラリー車両規定第 4 条 4 項 1 に従い、2,000cc を超える車両は少なくとも 1 本の斜行ストラットを取り付けたロールケージを装着義務とする。

また、JAF 国内競技車両規則第 2 編第 2 章第 5 条 4 項を遵守し、前後方向に見て、ロールケージのパイプは垂直方向の荷重を支えるフロントサスペンション部品（スプリングおよびショックアブソーバー）の取り付け点を超えてはならない。

保護のためクルーに接触する恐れのあるロールケージの部位は、全て緩衝材で覆うことを強く推奨する。

※2 名乗車タイプを使用する場合は各陸運支局等において乗車定員変更のための構造変更手続きを行うこと。

13.11-1-2) 安全ベルト

2,000cc を超える車両については、ワンタッチ式フルハーネスタイプで 5 点式以上の安全ベルトの装着を義務とする。

13.11-1-3) 頭部および頸部の保護装置(FHR システム)

2,000cc を超える車両については、頭部および頸部の保護装置の装着を義務とする。

13.11-2) 改造規定

13.11-2-1) シャシー

13.11-2-2) タイヤ・ホイール

下記要件を満たさなければならない。

共通	
1.	タイヤ・ホイールはいかなる場合も他の部分と接触しないこと。
2.	タイヤ・ホイールは車軸中心より前方 30°、後方 50°の範囲内でフェンダー等より突出していないこと。
3.	参加車両には、1 本または 2 本のスペアを搭載しなければならない。 また、スペアは確実に固定されていること。
タイヤ	
1.	下記の条件を満たしたものののみ使用を認める。 — 別途公示のタイヤに関する付則に記載されている銘柄 — スペア含め、使用するタイヤはいずれも同一銘柄・同一サイズ
2.	競技中に使用できるタイヤ本数は、特別規則書に記載する。記載がない場合は無制限とする。
3.	スペア含め、溝は常に 1.6mm 以上でスリップサインが出ていないこと。
4.	本体およびトレッド面への加工・ウォームアップ・クールダウン・溶剤塗布等の一切は認められない。
ホイール	
1.	材質はスチール製または JWL マークのある軽合金製とする。
2.	部分的であっても複合素材から成るホイールの使用は禁止する。
3.	使用ホイールは、参加する車両(RRN・RJ・RPN・RF・AE)それぞれの規定に準じるサイズであること。
4.	インセットは自由。
5.	ナットの材質および形状の変更が許されるが、ホイールスペーサーの使用は認められない。
6.	ホイールに間隔保持のための部材を溶接することは、ホイールスペーサーの使用とみなす。 また、アクスルハブに間隔保持のための部材を取り付けることは、その取り付け方法の如何に関わらず、ホイールスペーサーの使用とみなす。

13.12) OPEN-C (GXPA16) 車両規定

2025 年 JAF 国内競技車両規則第 2 編に従った RJ・RPN・RF 車両で、
第 12 条.12 に記載された日本国内で販売されている車両限定とし、本項以下全ての規定を満たすこと。

13.12-1) 安全規定

13.12-1-1) ロールケージ

JAF 国内車両規則ラリー車両規定(RJ・RPN・AE・RF 車両)に合致したものを装着すること。
RPN・AE・RF 車両については JAF 国内車両規則ラリー車両規定第 4 条 4 項 1 に従い、少なくとも 1 本の斜行ストラットを取り付けたロールケージを装着義務とする。

保護のためクルーに接触する恐れのあるロールケージの部位は、全て緩衝材で覆うことを強く推奨する。
※2 名乗車タイプを使用する場合は各陸運支局等において乗車定員変更のための構造変更手続きを行うこと。

13.12-1-2) 安全ベルト

ワンタッチ式フルハーネスタイプで 5 点式以上の安全ベルトの装着を義務とする。

13.12-1-3) 頭部および頸部の保護装置(FHR システム)

頭部および頸部の保護装置の装着を義務とする。

13.12-2) 改造規定

13.12-2-1) シャシー

13.12-2-2) タイヤ・ホイール

下記要件を満たさなければならない。

共通	
1.	タイヤ・ホイールはいかなる場合も他の部分と接触しないこと。
2.	タイヤ・ホイールは車軸中心より前方 30°、後方 50°の範囲内でフェンダー等より突出していないこと。
3.	参加車両には、1 本または 2 本のスペアを搭載しなければならない。 また、スペアは確実に固定されていること。
タイヤ	
1.	下記の条件を満たしたものののみ使用を認める。 — 別途公示のタイヤに関する付則に記載されている銘柄 — タイヤサイズ：195/65R15 もしくは 205/65R15 — スペア含め、使用するタイヤはいずれも同一銘柄・同一サイズ
2.	競技中に使用できるタイヤ本数は、特別規則書に記載する。記載がない場合は無制限とする。
3.	スペア含め、溝は常に 1.6mm 以上でスリップサインが出ていないこと。
4.	本体およびトレッド面への加工・ウォームアップ・クールダウン・溶剤塗布等の一切は認められない。
ホイール	
1.	材質はスチール製または JWL マークのある軽合金製とする。
2.	部分的であっても複合素材から成るホイールの使用は禁止する。
3.	リム幅は 5.5J(JJ),6J(JJ),6.5J(JJ),7J(JJ)のみ許され、 フロントおよびリヤは同サイズ(インセット含まず)とする。
4.	インセットは自由。
5.	ナットの材質および形状の変更が許されるが、ホイールスペーサーの使用は認められない。
6.	ホイールに間隔保持のための部材を溶接することは、ホイールスペーサーの使用とみなす。 また、アクスルハブに間隔保持のための部材を取り付けることは、その取り付け方法の如何に関わらず、ホイールスペーサーの使用とみなす。

13.13) OPEN-E 車両規定

2025 年 JAF 国内競技車両規則第 2 編に従った RRN・RJ・RPN・AE・RF 車両で、全自動車メーカーの車両を対象とし、本項以下全ての規定を満たすこと。

完全なオープン車体構造の車両は、ハードトップを装着しなければならない。
また、コンバーティブル車体構造の車両（開閉または脱着可能な屋根を備えた車両）についても、オープン車体構造の車両に準じた措置をとらなければならない。

13.13-1) 安全規定

13.13-1-1) ロールケージ

JAF 国内車両規則ラリー車両規定(RRN・RJ・RPN・AE・RF 車両)に合致したものを装着すること。
RPN・AE・RF 車両については JAF 国内車両規則ラリー車両規定第 4 条 4 項 1 に従い、2,000cc を超える車両は少なくとも 1 本の斜行ストラットを取り付けたロールケージを装着義務とする。
また、JAF 国内競技車両規則第 2 編第 2 章第 4 条 4 項を遵守し、前後方向に見て、ロールケージのパイプは垂直方向の荷重を支えるフロントサスペンション部品（スプリングおよびショックアブソーバー）の取り付け点を超えてはならない。

保護のためクルーに接触する恐れのあるロールケージの部位は、全て緩衝材で覆うことを強く推奨する。
※2 名乗車タイプを使用する場合は各陸運支局等において乗車定員変更のための構造変更手続きを行うこと。

13.13-1-2) 安全ベルト

2,000cc を超える車両については、ワンタッチ式フルハーネスタイプで 5 点式以上の安全ベルトの装着を義務とする。

13.13-1-3) 頭部および頸部の保護装置(FHR システム)

2,000cc を超える車両については、頭部および頸部の保護装置の装着を義務とする。

13.13-2) 改造規定

13.13-2-1) シャシー

13.13-2-2) タイヤ・ホイール

下記要件を満たさなければならない。

共通
1. タイヤ・ホイールはいかなる場合も他の部分と接触しないこと。
2. タイヤ・ホイールは車軸中心より前方 30°、後方 50°の範囲内でフェンダー等より突出していないこと。
3. 参加車両には、1 本または 2 本のスペアを搭載しなければならない。 また、スペアは確実に固定されていること。
タイヤ
1. 下記の条件を満たしたものののみ使用を認める。 — 別途公示する銘柄のみ使用可能 — スペア含め、使用するタイヤはいずれも同一銘柄・同一サイズ
2. 競技中に使用できるタイヤ本数は、特別規則書に記載する。記載がない場合は無制限とする。
3. スペア含め、溝は常に 1.6mm 以上でスリップサインが出ていないこと。
4. 本体およびトレッド面への加工・ウォームアップ・クールダウン・溶剤塗布等の一切は認められない。
ホイール
1. 材質はスチール製または JWL マークのある軽合金製とする。
2. 部分的であっても複合素材から成るホイールの使用は禁止する。
3. 使用ホイールは、参加する車両(RRN・RJ・RPN・RF・AE)それぞれの規定に準じるサイズであること。
4. インセットは自由。
5. ナットの材質および形状の変更が許されるが、ホイールスペーサーの使用は認められない。
6. ホイールに間隔保持のための部材を溶接することは、ホイールスペーサーの使用とみなす。 また、アクスルハブに間隔保持のための部材を取り付けることは、その取り付け方法の如何に関わらず、ホイールスペーサーの使用とみなす。

第 14 条 統一解釈

本規定は道路運送車両の保安基準に適合し、できる限り変更・改造の範囲を最小限に留めた廉価な車両で平等な条件の下に、一人でも多くの人々が参加できることを目的として作成されたものである。

指定部品または認定部品を含む部品類およびタイヤ等定期交換や補給が必要となる消耗品類の一切に関わらず、いついかなる時・いかなる場所・いかなる者においても購入や入手が可能なものでなくてはならず、たとえ外観・品番・呼称等が同一であっても著しい機能・性能的特徴差を有する場合、本条の解釈に反するものとみなす。

本規則の解釈に万一疑義を生じた場合は技術委員長の解釈をもって最終とする。

第 15 条 安全対策

車両破損等により一般公道における運行に不適と判断された車両は、競技中であっても競技会審査委員会よりリタイアが勧告され、オーガナイザーの指示に従い規定の場所までキャリアカー等で移動しなければならない。

規定の場所とは車両の所有者または使用者の保管場所、もしくは自動車修理工場とする。

クルーがキャリアカーの手配が出来ない場合は、オーガナイザーに問い合わせること(キャリアカー費用はクルー負担)。

移動は競技終了後、もしくは競技中に速やかに行い、競技開催日内にて終了するものとする。

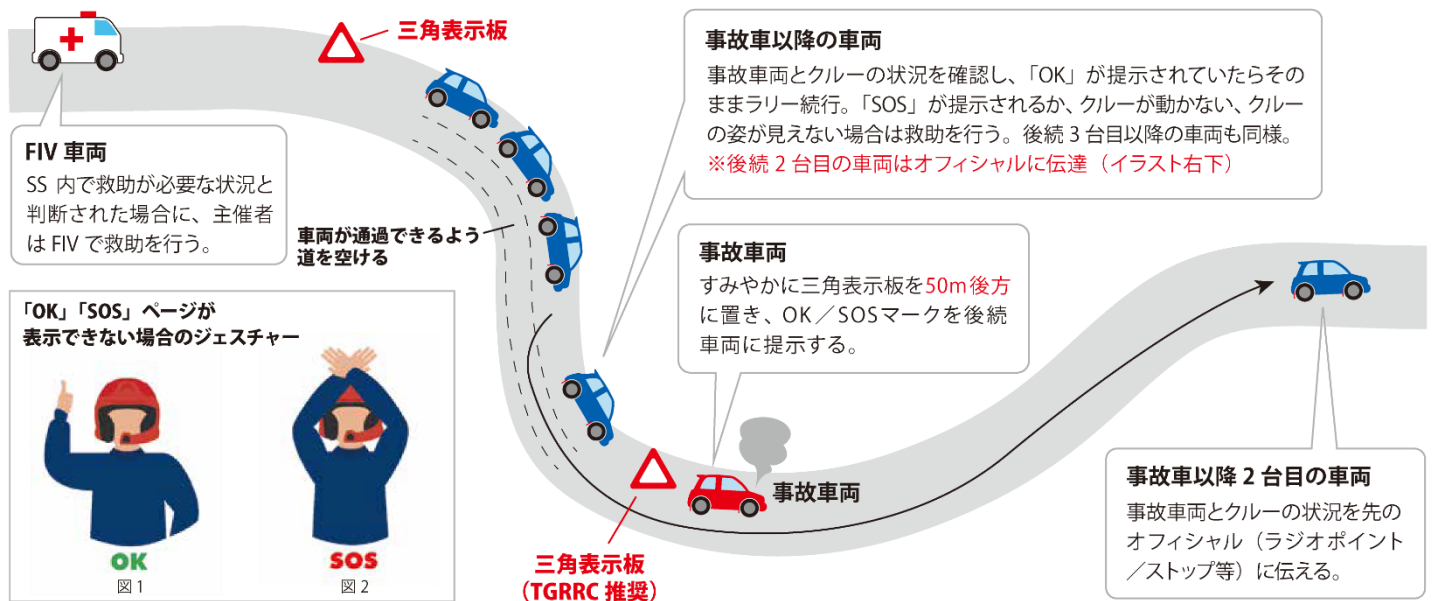
ただし、オーガナイザーへ申告し、認められた場合はこの限りではない。

TOYOTA GAZOO Racing Rally Challenge / Challenge Cup の参加者は以下を遵守しなければならない。

第 16 条 クルー（ドライバー、コ・ドライバー）の遵守事項

1. クルーは、競技運営上あらゆる規定、指示に従い常に明朗公正に言動し、大会後援者、競技会審査委員会の名誉を傷つけるような行動をしてはならない。
2. 競技への参加受付はドライバー/コ・ドライバー自身で受けること。
3. 競技中いかなる時も道路交通法の遵守を最優先とすること。
4. 一般車両および歩行者、地域住民に迷惑を及ぼさないこと。
5. 他車に追従する場合または対向車のある場合は前照灯の照射方向を下向きに変更すること。
6. 明らかに追い越そうとしている車両がある場合は、安全かつ速やかに進路を譲ること。
7. 登録したクルー以外は乗車してはならない。
また、緊急時を除きドライバーとコ・ドライバーが入れ替わりスペシャルステージを走行することは出来ない。
8. リタイアした場合は、直ちに最寄りのオフィシャルにリタイア届を提出すること。
提出が不可能な場合は、電話等の手段で競技会事務局に連絡すること。
また、ゼッケン、ラリー競技会之証およびその他競技会関係貼付物を取り除くこと。
9. 走行中は、シートベルトを必ず装着し、タイムトライアルを行う場合やオーガナイザーが指示した場所では必ずヘルメットを装着し、サイドウィンドウを閉めて走行すること。
10. サービスパークでは割振られたサービスエリアを使用すること。
会場内の他のエリアにサービス車両やクルーおよびその関係者の車両を駐車しないこと。
11. クルーの安全
- 11.1 SS で参加車両がやむを得ず停車した場合、クルーはその場所から少なくとも 50m 手前の目立つ場所に反射式の三角表示板を車両と同じ側に配置し、後続車両に適切な合図を行わなければならない。
その際、TOYOTA GAZOO Racing Rally Challenge では車両直後にも三角表示板を配置することを推奨する。
なお、車両がコース上にない場合も三角表示板を配置しなければならない。
この規則に従わないクルーは審査委員会の判断によりペナルティが課される。
- 11.2 参加車両には、片面に赤字で「SOS」、もう片面には緑字で「OK」と書かれた A3 判のカードが搭載されており、救急医療措置が不要な場合、もしくは消火が必要でない場合は、「OK」ページをすべての後続車に明瞭に提示すること。
また、他に援助を行おうとしている物(ヘリコプター等)があれば、それらに対しても同様に提示すること。
停車車両がコース上の場合、状況に応じて停車状態をボディアクション等で後続車両に対し当該区間最終車両通過まで合図をすること。
- 11.3 その後速やかに復帰が可能か否かを判断すること。
- 11.4 復帰可能と判断した場合、安全確保を最優先に作業を実施する。
特に後続車両が接近した場合は、作業を中断して安全な場所へ退避すること。
- 11.5 復帰不可能と判断した場合、当該区間最終参加車両通過まで車外の安全な場所で退避すること。
- 11.6 クルーが車両から離れる場合、後続車にはっきりと見える場所に「OK」ページを提示しておくこと。
- 11.7 近接した地点に複数車両が停止した場合、それぞれの車両が上記 11.1~11.6 を実施すること。
- 11.8 救急医療措置が必要な場合もしくは消火が必要な場合は赤色の「SOS」ページを提示すること。
これが提示されていた場合、後続車は下記の手順に従う。
また「OK」「SOS」のどちらの提示も無く、車両がかなりのダメージを負っていてクルーが車両内および/または車両の外にいると思われる場合も同様の手順に従うこと。
 - ①援助するために直ちに停止する。
その他の後続の車両も停止し、事故現場に 2 番目に到着した車両は、事故のことを知らせるために次のラジオポイントかストップまで行く。
 - ②それ以降のすべての後続車は緊急車のための車幅を空けて停止し、援助を行う。
なお後続車が援助にあたる場合、少なくともクルーの 1 人は以降の後続車への告知対応を行うこと。
- 11.9 上記 11.2 または 11.8 の場合で、いかなる理由においても「OK」「SOS」ページを提示することが可能でない状況にあるときは、車外でクルーによって示される明らかで明確に理解できるジェスチャーで置き換えることができる。
 - 腕を上げ、親指を立てて示す「OK」(付則 1-図 1)
 - 頭の上で腕を交差して示す「SOS」(付則 1-図 2)

SOS が提示された場合の対処方法



付則 1 SS 内の緊急時におけるクルーの遵守事項手順

第 17 条 マナー講習・講習会テキスト

TOYOTA GAZOO Racing Rally Challenge 初参加のクルーは開催前日に行われるマナー講習を受講しなければならない。

なお、2011 年以前の TRD Vitz Challenge に参加経験のあるクルーであっても TOYOTA GAZOO Racing Rally Challenge として初参加であれば、対象とみなす。

対象となるものは予め講習会テキストを大会当日までに必読することを義務づける。
講習会テキストは公式サイトよりダウンロードもしくはプリントアウトし、講習会当日に確認できるようにすること。

第 18 条 レッキ

1. クルーはレッキに必ず参加すること。
2. 特別規則書等で特に言及されていない場合、クルーは各スペシャルステージを 1 回走行できる。
3. オーガナイザーが定めたレッキルートの通りに走行すること。
別途オフィシャルによる特別な指示がある場合はそれに従うこと。
4. レッキは参加クルーの乗車のみとし、原則として保安基準を満たした状態の参加車両で実施すること。
5. レッキ中に使用するタイヤについては本規定第 13 条の適用範囲外とする。
6. 特別規則書等で特に言及されていない場合、レッキ中のスペシャルステージ内は制限速度を 30 km/h とする。
7. スペシャルステージ内を含め、いかなる場合も道路交通法を遵守し、急発進、急旋回、急停止、蛇行など挙動を乱した走行をしないこと。
8. 歩行者および一般車両や近隣の住民へ配慮し、マナーを守り走行すること。
9. 各大会において別途指示がある場合はそれに準ずること。
10. 本条に対する違反はすべて審査委員会に報告される。
11. 審査委員会が必要と判断した場合は本規定第 27 条および第 29 条が適用される。

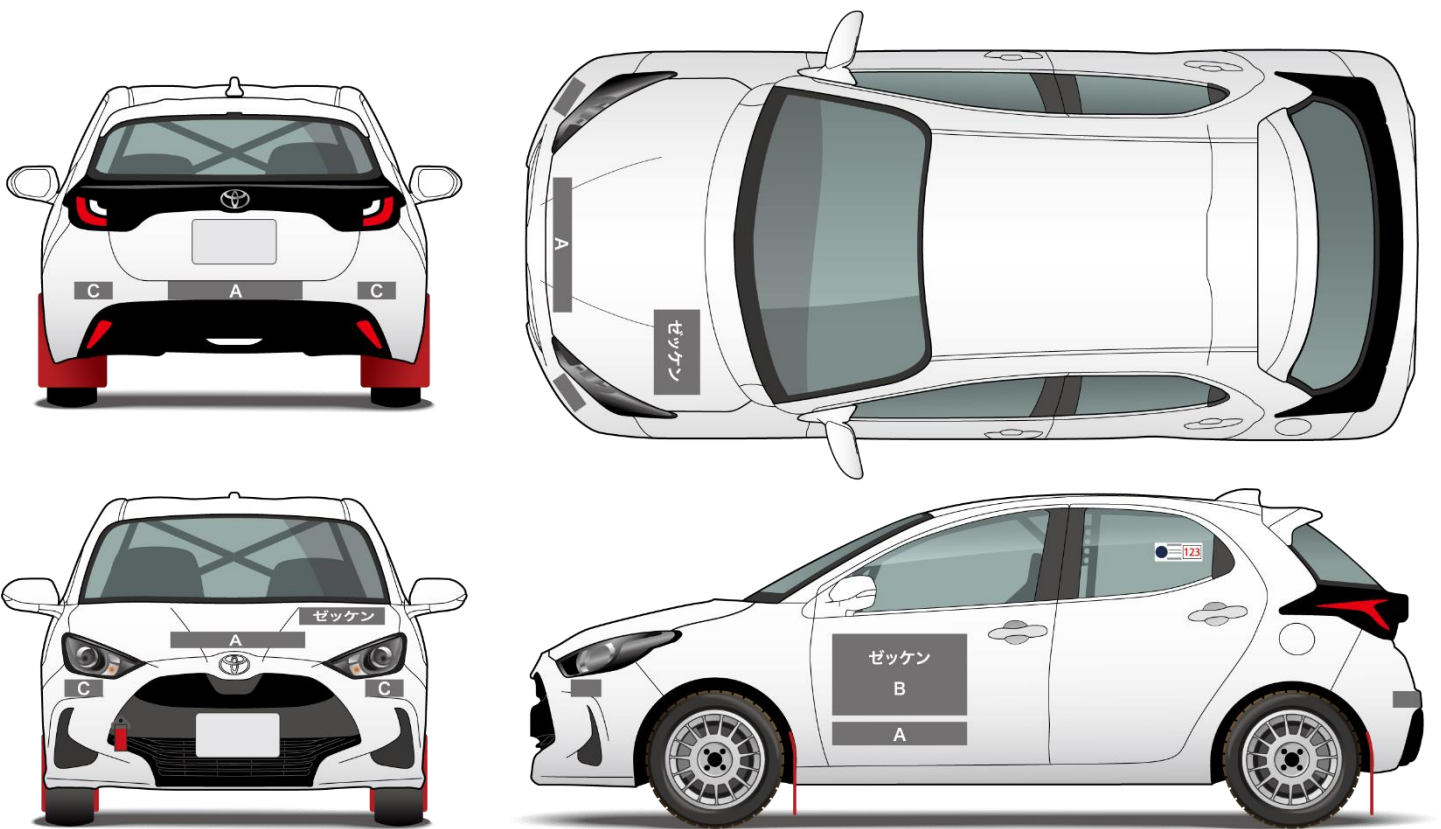
第 19 条 参加車両検査とゼッケン・スポンサーマークの指定

1. 参加車両検査
 - 1.1 すべての参加車両はオーガナイザーの指定した場所および時間において、車両検査を受けなければならない。
 - 1.2 規定の時間内に車両検査に合格しない車両のスタートは認められない。
 - 1.3 ゴール後の暫定結果に従い、上位入賞車両に対して車両検査を行う。
 - 1.4 競技中であっても、技術委員長が必要と認めた場合は、車両検査を行う場合がある。
 - 1.5 本条 1.3 および 1.4 において、技術委員が要求する車両各部の分解および検査終了後の再組立は、すべてクルーの用意する人員、工具、部品、費用によって行うものとする。
 - 1.6 必要に応じて車両保管を行う場合がある。
その場合、車両保管場所へのクルーおよびその関係者の立ち入りは許されない。

2. ゼッケン・スポンサーマークの指定
 - 2.1 ステッカーは大会開催日前日および当日の参加受付においてクルーに直接配布する。
 - 2.2 ゼッケンは大会開催日当日のレッキ受付および参加受付において一部もしくは全てをクルーに直接配布する。斜め貼り等のアレンジを加えた貼付は認められない。
 - 2.3 上記ステッカーおよびゼッケンは指定位置に貼付しなければならない。技術員により、これらが適切に貼付されていないと判断される場合、その場で是正措置を講じなければならない。
 - 2.4 別途公示のうえ各ラウンドでのステッカー配布時に正式なテンプレートを配布する。
 - 2.5 付則2の網掛けにあたる位置への指定貼付物以外のステッカーの張付は認めない
また、参加車両にラッピング等を施す場合、デザインやロゴは指定貼付位置に影響を与えぬように考慮すること。
 - 2.6 TOYOTA GAZOO Racing Rally Challenge2024 以前の指定ステッカーは全て剥がさなければならない。

番号	貼付物	貼付箇所	貼付数(全数)	サイズ
—	ゼッケン	ボンネット、左右ドア	各1枚(3枚)	幅380mm×高さ200mm
A	大会ステッカー	ボンネット、左右ドア、リヤバンパー	各1枚(4枚)	幅460mm×高さ60mm
B	ゼッケンベース	左右ドア	各1枚(2枚)	幅550mm×高さ350mm
C	指定ステッカー	フロントバンパー、リヤバンパー	各2枚(4枚)	幅130mm×高さ80mm

※ 「JAF 公認ラリー競技会之証」は必ず携行および車両に貼付すること。
貼付は助手席側後部窓に内側から行い、車両外部から容易に確認が出来ること。



付則2 TGRRC事務局指定貼付位置

第20条 ドライバーズブリーフィング

1. ドライバーズブリーフィングは、スタート会場で行う。
2. 全てのクルー(ドライバーおよびコ・ドライバー)はブリーフィングに出席しなければならない。

第21条 スタート

1. 特別規則書で特に言及されていない場合、全車両のスタート時間の間隔は1分となる。
2. 競技長は安全上の理由、および審査委員会の助言により、クルーのスタート順もしくはスタート間隔の変更を行うことがある。
3. セクションのスタートから30分以上遅れたクルーについては、そのセクションをスタートすることができない。
4. 各大会において別途指示がある場合はそれに準ずること。

第 22 条 ルートおよび指示事項

1. ルートはオーガナイザーが試走車によって走行し定め、ロードブックに記載する。
2. ロードブックはヘッドクォーターにて交付する。
3. オーガナイザーは競技会審査委員会の承認のもとに、天候・道路状況・その他の事情により、予告なくルート及び指示事項を変更することがある。
4. 各大会において別途指示がある場合はそれに準ずること。

第 23 条 タイムカードへの記入

1. ラリーのスタートにおいて、ロードセクションごとに定められた目標所要時間が記入されたタイムカードをクルーに支給する。
2. タイムカードの提出および記入内容の確認は各クルーの責任において行うこと。
3. タイムカードは常に提示できるようにしておき、コントロールではクルー自身が競技役員にカードを提出し、記入を受けること。
4. タイムカードに記入された時刻に対する異議申立は、当競技役員に直ちに行うこと。
また、その判定と指示に従わなければならない。
5. 競技が続行できなくなったクルーは原則としてタイムカードをオフィシャルに提出しなければならない。
6. 各大会において特別規則書または公式通知により指示がある場合はそれに準ずること。

第 24 条 コントロールの手順と機能

1. TOYOTA GAZOO Racing Rally Challenge のすべてのコントロールは以下の方法で示される。
 - 1.1 コントロールエリアの開始は黄色地の予告標識によって示される。
予告標識から約 25m 先に設置される実際コントロールの位置は、予告標識の同一図柄の赤色地標識によって示される。さらに約 25m 先に設置されるコントロールエリアの終了は黄色(ベージュ)地に黒の斜線が 3 本入った終了標識によって示される。
 - 1.2 コントロールエリアはパルクフェルメとみなされ、いかなる修理も行ってはならない。
またいかなる援助も受けてはならない。
 - 1.3 参加車両は、タイムカードへの記入等に必要な時間を越えてコントロールエリア内に留まってはならない。
 - 1.4 チェックインはクルーの責任で行われなければならない。
 - 1.5 すべてのコントロールは、最初の参加車両の通過予定時刻 30 分前から開設し、最終参加車両の到着予定時刻に失格時刻を加えた 15 分後までに閉鎖する。
 - 1.6 クルーはコントロールの責任者の指示に従わなければならない。
 2. すべてのコントロールは本規則本条に示す標識を使用する。
 - 2.1 タイムコントロール：黄色地の A の標識はコントロールエリアの開始を示す(予告標識)。
そのコントロールの実際の位置は赤色地の A の標識で示される。
コントロールエリアの終了は黄色(ベージュ色)地の B の標識で示される。(終了標識)
 - 2.2 スペシャルステージ：スタート地点は赤色地の C の標識で示される。
フィニッシュ地点の予告は黄色地の D の標識で示される。
計時の行われる実際のフィニッシュ地点は赤色地の D の標識で示される。
さらにその先(原則として 100~300m)に設置された計時記録記入地点(ストップポイント)は、赤色地に“STOP”と表示された停止標識で示される。
さらにエリアの終了は黄色(ベージュ色)地の B の標識で示される。
 3. タイムコントロールにおけるチェックインの手順
 - 3.1 チェックインの手順は、参加車両がコントロールエリアの開始を示す標識を通過した地点から始まる。
通過判断は当該 TC のオフィシャル判断によるものとする。
 - 3.2 コントロールエリアの開始を示す標識からコントロールを示す標識までの間はいかなる理由でも停車したり、異常な低速で走行したりしてはならない。
 - 3.3 実際の計時とタイムカードへの記入は、参加車両とその 2 名のクルーが当該コントロールエリア内にあり、設置された記入場所に到着した時のみ行うことができる。
 - 3.4 何らかの原因によりコントロールエリアが参加車両等で混雑し、目標到着時刻に参加車両がコントロールエリアに進入出来ない場合は、コ・ドライバーが車両を降りてタイムカードをタイムコントロールに提出することによって、当該参加車両がコントロールエリア内に進入したものとみなす。
この場合、車両がコントロールエリア外にあっても、パルクフェルメ規定が適用される。
 - 3.5 コ・ドライバーは、徒歩で自車の目標チェックイン時刻の 1 分前より早くコントロールエリア内に進入してもよい。
さらに、目標時刻通りに自車をチェックインさせるため、ドライバーにコントロールエリアへの進入の合図を送ってもよい。
 - 3.6 タイムカードへのチェックイン時刻の記入はクルーからタイムカードの提出を受けたタイムコントロールの担当競技役員によって行われる。
その際に記入される時刻は、実際にクルーから競技役員にカードが手渡された瞬間の時刻とする。
 - 3.7 目標チェックイン時刻とは、ロードセクションを走行するために指定された目標所要時間を当該区間のスタートした時刻に加えたもので、分単位まで表示される。

- 3.8 参加車両が目標チェックイン時刻と同じ分、またはその前の分にコントロールエリアに進入しても早着のタイムペナルティは受けない。
- 3.9 目標チェックイン時刻が 10 時 00 分の場合、チェックインが 10 時 00 分 00 秒から 10 時 00 分 59 秒の間に行われれば、目標時刻どおりに到着したものと見なされる。
4. コントロールのスタート時刻
- 4.1 次のロードセクションがスペシャルステージを伴わない場合、タイムカードに記入されたチェックイン時刻がそのまま次のロードセクションのスタート時刻となる。
- 4.2 次にスペシャルステージのスタートが続く場合は下記の手順が適用される。
- 4.3 当該タイムコントロールとスペシャルステージのスタートコントロールは同一のコントロールエリアに含まれるものとし、標識は下記の通り示す。
 - ・黄色地のタイムコントロール予告標識
 - ・約 25m 先に赤色地のタイムコントロール標識
 - ・50~200m 先に赤色地に閉じた旗のスペシャルステージスタート標識
 - ・25m 先に黄色(ベージュ)地に黒の斜線が 3 本入ったコントロールエリア終了標識
- 4.4 当該タイムコントロールにおいては、チェックイン時刻に加えて、続くスペシャルステージのスタート予定時刻も同時に記入される。

このスタート時刻はチェックイン時刻の 3 分後とする。
- 4.5 その後、参加車両は速やかにスペシャルステージのスタートコントロールに移動し、スタートコントロールの競技役員によってタイムカードに記入された実際のスタート時刻に従ってスタートすること。
- 4.6 スペシャルステージフィニッシュ後、競技車両はストップポイントにてフィニッシュライン通過時刻の記入を受ける。ロードセクションのスタート時刻は、スペシャルステージスタート時刻とする。
5. リグループのコントロール
- 5.1 リグループエリアの設置目的は、遅着やリタイヤによって発生した参加車両の時間間隔を詰めることである。そのため、停車しなければならない時間は競技車両ごとに異なることがある。
- 5.2 リグループのコントロールに到着したら、クルーは担当の競技役員にタイムカードを提出し、スタート時刻の指示を受けること。

それから速やかに参加車両をパルクフェルメ内に進入させ、指示された場所に停車し、エンジンを停止すること。
- 5.3 リグループエリア内では外部バッテリーでエンジン始動が行えるが、その後当該参加車両にそのバッテリーを搭載してはならない。
6. スペシャルステージ
- 6.1 スペシャルステージ区間の計時は所要全時分秒および適用される場合は 1/10 秒まで計時し、成績に反映する。
- 6.2 クルーがスペシャルステージを逆走することは禁止する。
- 6.3 スペシャルステージのスタートはスタンディングスタートとする。

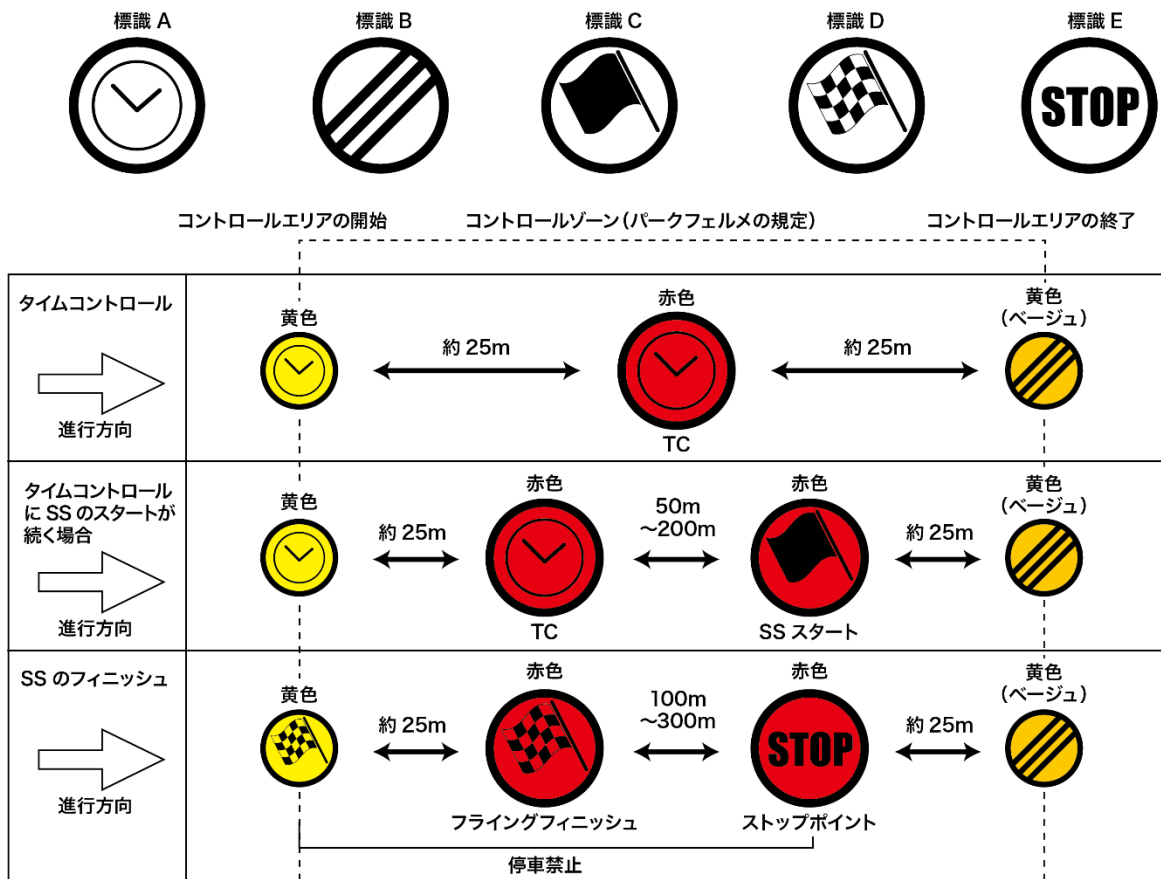
参加車両はエンジンのかかった状態でスタートライン上に停止し、スタートの合図にしたがってスタートすること。合図が出されてから 20 秒以内にスタートできない車両は失格とし、安全な場所に速やかに移動される。
- 6.4 スタートの合図は 30 秒・15 秒・10 秒・5 秒・4 秒・3 秒・2 秒・1 秒の順にカウントダウンする。

これを電気式のカウントダウン表示装置(灯火信号付き)によって行う場合がある。

また、この装置に連動してフライング検知装置を使用する場合がある。
- 6.5 指定されたスタート時刻までにクルーの準備が間に合わず、自己のスタートが遅れた場合は、本規定 27 条に準じたタイムペナルティが課されたうえで担当競技役員によって新たな時刻が与えられる。
- 6.6 各スペシャルステージにはオーガナイザーによりあらかじめ基準所要時間が設定され、公式通知にて通知される。
- 6.7 スペシャルステージのフィニッシュはフライングフィニッシュとする。

フライングフィニッシュよりストップポイントの間は停車を禁止する。
- 6.8 ストップポイントにてタイムカードにフィニッシュライン通過時刻(時、分、秒、および適用される場合は 1/10 秒)の記入を受けること。
- 6.9 スペシャルステージ内ではヘルメット及び安全ベルト着用が義務づけられる。

コントロールエリアの退出後、安全な場所でクルーの装備品を取外すこと。
7. 各大会において別途指示がある場合はそれに準ずること。



付則 3 コントロールで使用される標識(サイン)の種別・使用方法

第 25 条 標準時刻

計時はすべてオーガナイザーの所持する時計により行う。

ラリー全体を通して使用する公式標準時刻は NTT(電話 117)の時報による日本標準時刻とする。

第 26 条 競技結果

1. 競技結果はスペシャルステージで記録された所要時間とロードセクションその他で課されたペナルティタイムを合計して決定される。
2. 複数のクルーの最終成績が同じである場合は、最初のスペシャルステージでより少ない所要時間を記録したクルーが上位となる。
3. これで順位が決定できない場合は 2 番目以降のスペシャルステージの結果を順次比較して決定する。

第 27 条 罰則

本競技会には本規定第 29 条に加え、2025 年 JAF 国内競技規則による罰則が適用される。

第 28 条 棄権

クルーが競技途中で棄権する場合は、最寄りの競技役員にリタイア届けを持って申告しなければならない。

提出が不可能な場合は、電話等その他の手段で競技役員又は大会事務局へ連絡すること。

第 29 条 失格

クルーが以下の各項に該当する行為をなした場合には、競技会審査委員会の裁定により失格となる場合がある。

1. 対人あるいは対物事故を起こしたとき。
2. 道路交通法に違反したとき。
3. リタイアの申告をせず競技から離脱したとき。
4. 走行マナーおよび競技者としての態度や品行に問題があるとき。
5. タイムカードを改ざんしたとき。
6. 車両規則違反が発見されたとき。
7. 競技車両またはその構成部品に施されたマーキングや封印等に手が増えられたり、それらが失われたりしたとき。
8. クルーまたは関係者間で不正行為があったとき。
9. その他競技役員の重要な指示に従わなかったとき。
10. 各諸規則および本規則ならびに競技会特別規則に関する重大な違反があったとき。

第 30 条 競技打ち切り、中断と成立

1. 競技の進行が、全ての参加車両に対して不可能、または著しい障害になったとき、または他に及ぼす影響等で競技の続行が出来なくなった場合、競技会審査委員会の承認のもと、競技長の判断によって打ち切りおよび特定区間中断がなされる。その場合、コース上の競技役員によって指示または対策を指示する。
2. 競技が打ち切りになった場合の成績は、競技打ち切り時点におけるものとする。

第 31 条 競技会の中止または延期

保安上または不可抗力による事情が生じた場合は、オーガナイザー/TGRRC 事務局/競技会審査委員会等の決定によって競技会の開催を中止、延期、またはコースの短縮等の対応を行うことがある。

また中止、再競技の場合の日時は、公式通知を以って公表する。

31.1) 荒天・自然災害時等の対応

荒天・自然災害とは気象庁の定める下記の特別警報および警報・注意報の発令された状況を指す。

荒天	特別警報	大雨特別警報/大雪特別警報/暴風特別警報/暴風雪特別警報/波浪特別警報/高潮特別警報
	警報	大雨警報/洪水警報/大雪警報/暴風警報/暴風雪警報/波浪警報/高潮警報
	注意報	大雨注意報/洪水注意報/大雪注意報/強風注意報/風雪注意報/波浪注意報/高潮注意報 濃霧注意報/雷注意報/なだれ注意報/着氷注意報/着雪注意報/融雪注意報
自然災害	警報	大津波警報/津波警報/噴火警報(居住地域)/噴火警報/噴火警報(火口周辺)/火口周辺警報
	注意報	津波注意報
	情報	地震情報/津波情報/警戒情報(避難指示・避難勧告・避難準備)
	予想	津波予想/噴火予想

大会開催にあたり、荒天・災害によってクルーおよびスタッフ等に対して人的・物的被害が想定される場合、下記の通り対応する。また、これらに準ずる緊急性の高い状況において同様に対応を行う。

対 応	
荒 天	1. 当該大会開催地を含む都道府県内において、開催日 4 日前より開催日 2 日前にかけて荒天を示す特別警報および警報が発令されている場合、オーガナイザーおよび TGRRC 事務局協議のうえこの対応について決定する。 対応は遅くとも開催日 2 日前の 18 : 00 迄に決定し、公式 HP 掲載のうえ公示を行う。
	2. 当該大会開催地を含む都道府県内において、開催日 4 日前より開催日 2 日前にかけて上記に定める荒天を示す注意報が発令されている場合、TGRRC 事務局の判断において注意喚起を行う。 注意喚起は遅くとも開催日 2 日前の 18 : 00 迄に公式 HP 掲載のうえ公示を行う。
	3. 当該大会開催地を含む都道府県内において、開催日前日より開催日当日にかけて上記に定める荒天を示す特別警報および警報が発令されている場合、オーガナイザーおよび TGRRC 事務局協議のうえこの対応について決定する。 対応は電話連絡および公式掲示板にて公示を行う。
	4. 当該大会開催地を含む都道府県内において、開催日前日より開催日当日にかけて上記に定める荒天を示す注意報が発令されている場合、TGRRC 事務局の判断において注意喚起を行う。 注意喚起は当該大会公式掲示板にて公示を行う。
自 然 災 害	5. 当該大会開催地を含む都道府県内において、開催日 4 日前より開催日 2 日前にかけて上記に定める自然災害を示す警報が発令されている場合、当該大会は中止とする。 なお、これらは情報の掲載なく決定・公示されたものとする。
	6. 当該大会開催地を含む都道府県内において、開催日 4 日前より開催日 2 日前にかけて上記に定める自然災害を示す注意報および情報が発令されている場合、オーガナイザーおよび TGRRC 事務局協議のうえ中止判断を行う。 中止が決定された場合、遅くとも開催日 2 日前の 18 : 00 迄に公式 HP 掲載のうえ公示を行う。
	7. 当該大会開催地を含む都道府県内において、開催日前日より開催日当日にかけて上記に定める自然災害を示す警報が発令された場合、当該大会は即時中止とする。 なお、これらは情報の掲載なく決定・公示されたものとする。
	8. 当該大会開催地を含む都道府県内において、開催日前日より開催日当日にかけて上記に定める自然災害を示す注意報および情報が発令された場合、オーガナイザーおよび TGRRC 事務局協議のうえ中止判断を行う。 中止が決定された場合は当該大会公式掲示板にて公示を行う。

第 32 条 燃料および電気等の補給

ガソリンおよび軽油を燃料とする車両における競技中の参加車両への燃料補給は、オーガナイザーが指定する燃料補給所(場所)で行い、この場所以外の燃料補給は禁止する。
燃料補給中は動力機構を停止するとともに、クルーは車外で待機するか、車内で待機する場合は安全ベルトを外していなければならない。また、充填については安全を十分に確保して行うこと。

その他を燃料および動力源とする車両における競技中の参加車両への燃料・電気等の補給は、クルーの責任において設備および安全担保を確保しなければならない。
補給場所は参加申込時に TGRRC 事務局に対して確認を行い、承認を得ること。

第 33 条 サービスとサービスパーク

1. 競技中はオーガナイザーが指定した場所(サービスパーク)以外で整備作業を行うことは出来ない。
2. 整備作業を行うことができる者は、当該車両のクルーおよびオーガナイザーにサービス登録済みの者とする。
3. オーガナイザー登録済みの車両(サービスカー)以外はサービスパークに進入することは出来ない。
また、登録済みの車両(サービスカー)であっても、オーガナイザーは速やかな競技目的の為、入場を拒否する場合がある。
4. 整備作業にあたっては、他の交通および作業員の安全確保に十分留意すること。
5. サービスパークでの車両整備の範囲は下記のとおりとする。
 - ・タイヤの交換
 - ・ランプ類のバルブの交換
 - ・点火プラグの交換
 - ・Vベルトの交換
 - ・各部点検増締め
 - ・上記以外に作業員の安全を十分確保することを条件に、競技会技術委員長が許可した項目
6. 上記以外の整備作業を実施する際には必ずロードブック内の整備申告書に整備項目を記載し、競技会技術委員長に提出、確認を得ること。
7. 整備車両実施後は必ず競技会技術委員の確認を得ること。

第 34 条 損害の補償

1. クルーは公共物(ガードレール等)および競技機材(光電管・標識等)に対して破損等を与えた場合、速やかに対物破損申告書にて申告を行い、その補償の責任を負うこととする。
2. クルーは車両および付属品が破損した場合、その責任はクルー各自が負わなければならない。
3. クルーは JAF およびオーガナイザー並びに大会役員が一切の損害賠償の責任を免除されていることを了承していなければならない。
即ち、大会役員は、その役務に最善を尽くすことは勿論であるが、クルーの負傷、死亡その他車両の損害事故に対しては、一切の責任を負わない。

第 35 条 抗議等

1. クルーは、自分が不当に処遇されていると判断した場合に、これに対して抗議することができる。
ただし、自分の参加拒否並びに審判員の判定に対する抗議は出来ない。
2. クルーはロードブック内のエンクワイアリーシートに判定やリザルトに対する再調査希望の旨を記述し、競技参加者のリレーションオフィサー (CRO) に提出することができる。
3. エンクワイアリーシートに対する回答に納得がいらず、抗議する場合は、指定の抗議料を添えて競技長宛に抗議文書を提出すること。
4. 裁定の結果は、関係当事者に口頭による宣告と公式通知を以って通知される。
5. 抗議料はその抗議が正当と裁定された場合のみ返却される。
6. 競技に関する抗議は、フィニッシュ後 30 分以内、成績に関する抗議は、暫定結果発表後 30 分以内になければ無効となる。
また、技術委員の決定に対する抗議は決定直後になければ無効となる。

第 36 条 賞典・シリーズポイント

36.1) TOYOTA GAZOO Racing Rally Challenge 各大会賞典

C-1~4 クラスおよび、E-1~4 クラスは、1~3 位に対して JAF メダルまたは盾および副賞、4~6 位に対しては副賞を授与する。
ただし、各クラスとも参加台数の 30%(小数点以下切り上げ)の範囲内とする。
また、上記以外に特別賞を授与する場合がある。

36.2-1) TOYOTA GAZOO Racing Rally Challenge / Challenge Cup シリーズポイント

下記の通り TOYOTA GAZOO Racing Rally Challenge シリーズポイントを与える。
C-1~4、E-1~4 の 1 位~6 位および、完走したドライバー、コ・ドライバーに対して各クラスとも、
以下のようにシリーズポイントを与える。

順位	-	ポイント
1 位	-	10
2 位	-	8
3 位	-	6
4 位	-	4
5 位	-	3
6 位	-	2
完走	-	1

なお、下記における 3 大会については、第 36 条 2 項 1 に定めるポイントに対して、
各大会の係数を乗じたポイントを与える。

沖縄	係数 1.25	神埼・吉野ケ里	係数	石狩	係数 1.25			
		1.25						
順位	-	ポイント	順位	-	ポイント	順位	-	ポイント
1 位	-	12	1 位	-	12	1 位	-	12
2 位	-	10	2 位	-	10	2 位	-	10
3 位	-	7	3 位	-	7	3 位	-	7
4 位	-	5	4 位	-	5	4 位	-	5
5 位	-	4	5 位	-	4	5 位	-	4
6 位	-	3	6 位	-	3	6 位	-	3
完走	-	2	完走	-	2	完走	-	2

36.2-2) TOYOTA GAZOO Racing Rally Challenge シリーズ・有効ポイント

1. ポイントは、TOYOTA GAZOO Racing Rally Challenge シリーズ開催 12 戦のうち、計 5 戦を有効とし、
その合計で順位を決定する。
中止大会が発生し、有効ポイントを変更する場合は別途公示する。
2. 入賞回数が本項 1.を超過する場合、下記の順で有効とする。
(1) 獲得ポイントの多いラウンドでの入賞
(2) 早い日程のラウンドでの入賞
3. 各シリーズランキングにおいて同ポイントの場合は下記の順で決定する。
(1) 最上位入賞回数の多い者
(2) 出場回数の多い者
(3) 早い日程のラウンドに上位入賞した者
4. 全てのクラスにおいて、シリーズ参加台数が少数の場合、
TGRRC 事務局の判断でシリーズ表彰対象人数を削減する場合がある。
5. 年間表彰式は別に定めて行う。
欠席の場合はシリーズトロフィーのみを郵送で対応し、副賞は授与されない。
ただし、代理人による授与が可能な場合は、この限りではない。
なお、代理人を立てる場合はその旨を TGRRC 事務局まで文章にて届け出ること。

36.2-3) 過去の競技実績によるシリーズポイントの制限

以下に該当する者が TOYOTA GAZOO Racing Rally Challenge2025 において年間表彰の対象となった場合、表彰対象とせずに次の順位の者を繰り上げて表彰することがある。

- 国際競技： 各国 ASN および FIA 公認競技において過去シリーズ 6 位以上入賞経験者
国内競技： 下記記載の各カテゴリーまたは JAF 全日本選手権のシリーズ 6 位以上入賞経験者
(ラリー/スピード行事) 全日本ラリー選手権/全日本ダートトライアル選手権/全日本ジムカーナ選手権
(レース) S-GT、SF、SFL(F3)およびそのカテゴリーにおける過去開催競技

36.2-4) OPEN-C/OPEN-E クラスにおけるシリーズポイントの制限

シリーズポイントは付与しない。

第 37 条 モラル・マナーの遵守

クルーおよび関係者は法律および条令またはこれに準ずるもののみならず、社会通念における一般常識に対して厳格にこれを遵守する義務を負う。

一例として、非合法の練習走行およびこれらを助長する行為が大会関係者により確認された場合や、大会において競技運営に著しく支障をきたす行為があった場合、本規定第 29 条に基づき失格および以降の継続的な参加拒否等の厳罰処分を行う。

また、SNS 等を通じて他参加者および関係者の誹謗中傷や罵詈雑言、レギュレーションに対してクレーム等を発信しないこと。本競技・大会に関わる事故画像及び動画を当事者の許可なしで公開しないこと。

第 38 条 規則の熟知および遵守

クルーおよび関係者はラリーの諸規則ならびに当該大会別に定められた諸規則を熟知し、これを遵守すると共に、各大会オーガナイザーおよび競技役員の指示に従う義務を負うものとする。

第 39 条 本規則の解釈

本規則および競技に関する諸規則の解釈についての疑義が生じた場合は、競技会審査委員会の決定を以って最終とする。

第 40 条 本規則の施行

本規則を 2025 年 2 月 12 日より施行する。